

プレミアム基準策定ガイドライン

【Version1.4】

平成 **31**（**2019**）年 **3** 月

環 境 省

はじめに

市場の更なるグリーン化に向け、物品やサービスを調達する場合は、より環境に配慮した物品等を選択することが極めて重要である。

国等の機関においては、平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷の少ない物品やサービスの購入に積極的に取り組んできたところであるが、更なるグリーン化のためには、国等の機関の調達担当者は、現行の特定調達品目に係る判断の基準（以下「判断の基準」という。）にとどまらず、可能な限り、より高い環境性能に基づく基準を設定し、その基準を満たした物品等を優先的に調達することが望ましい。

本ガイドラインは、国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものである。本ガイドラインに記載されている具体的な設定例については、国等の機関が既に取り組んでいるグリーン購入法の特定調達品目から選択し、その考え方を示しているところであるが、例として取り上げられていない物品等であっても、可能な限り当該品目の特性を踏まえ、より高い環境性能に基づく基準を設定の上、調達することが望まれる。

なお、平成 31 年 2 月に改定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）において、本ガイドラインに示されたより高い環境性能に基づく基準であるプレミアム基準の考え方を取り入れ、先行的に 5 品目について 2 段階の判断の基準を設定したところであり、今後とも拡充を図っていく予定である。

また、国等の機関による、こうしたより高い環境性能の物品等の率先購入への取組が地方公共団体や民間部門へ波及していくことも極めて重要であり、地方公共団体における独自の基準の設定や調達の仕組みの構築、事業者のより高い環境性能の製品等の開発・製造・販売等の取組を推し進める場合であっても、本ガイドラインの積極的な活用が期待される。

【プレミアム基準策定ガイドラインの作成・改定履歴等】

平成 25 年 3 月	○ 特定調達品目検討会の下に設置した「判断基準の将来展開検討委員会」における検討結果を踏まえ、環境配慮に先駆的に取り組む組織等のグリーン購入のための指針として「プレミアム基準策定ガイドライン」を作成
平成 28 年 3 月	○ 市場のグリーン化の推進に向けて SDGs に関する記載を追記するとともに、プレミアム基準の活用例の章を追加した改定版の「プレミアム基準策定ガイドライン (Version1.1)」を作成
平成 29 年 3 月	○ パリ協定への対応に関する記載を追記するとともに、プレミアム基準の活用例に新たに 2 品目を追加した改定版の「プレミアム基準策定ガイドライン (Version1.2)」を作成 ○ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における活用も視野に、イベントにおける調達に当たってのガイドラインとして「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン (プレミアム基準策定ガイドライン別冊)」を作成
平成 30 年 3 月	○ 地球温暖化対策や循環経済への移行、SDGs を巡る情勢への対応とともに、分野横断的な考え方を含めたプレミアム基準の活用例を見直した改定版の「プレミアム基準策定ガイドライン (Version1.3)」を作成 ○ イベントにおけるグリーン購入ガイドライン (プレミアム基準策定ガイドライン別冊) を平成 30 年 2 月のグリーン購入法に係る基本方針の改定及び上記プレミアム基準策定ガイドラインの改定等を踏まえ改定
平成 31 年 3 月	○ 平成 30 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画を踏まえ主な環境政策への対応方針を見直した改定版の「プレミアム基準策定ガイドライン (Version1.4)」を作成 ○ 平成 31 年 2 月に改定した基本方針にプレミアム基準の考え方を取り入れてより高い環境性能の基準を設定した品目についてプレミアム基準の設定例から削除又は見直し
2019 年 5 月頃 (予定)	○ 「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」に環境負荷低減に向けて配慮すべき取組の内容に係るチェックリストを追加して全面改定。タイトルを「会議・イベントにおける環境配慮ガイドライン」に変更

目 次

1. 市場のグリーン化の推進	1
1－1 経済・社会のグリーン化の推進	1
1－2 市場のグリーン化におけるグリーン購入法の役割	3
2. プレミアム基準の必要性和意義	6
2－1 市場の更なるグリーン化に向けた検討	6
2－2 プレミアム基準の必要性	7
2－3 本ガイドラインの対象	10
3. プレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件	11
3－1 主な環境政策への対応方針	11
3－2 プレミアム基準の要件	12
4. プレミアム基準の設定	15
4－1 プレミアム基準の設定方法	15
4－2 事業者の環境配慮への取組の評価	18
4－3 分野別のプレミアム基準の考え方	19
5. プレミアム基準の活用例	37
5－1 プレミアム基準の活用に向けて	37
5－2 品目設定の考え方	37
5－3 対象品目に係るプレミアム基準の設定例	38

【参考資料】 特定調達品目に係るプレミアム基準の設定方法例一覧

1. 市場のグリーン化の推進

1-1 経済・社会のグリーン化の推進

人為的な活動を通じた環境への負荷は着実に増大し、地球温暖化の進行、廃棄物問題や生物多様性の減少、資源の枯渇など、今日の環境問題は大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを持続的発展が可能なものに変革し、グリーンな経済へ転換していくことが不可欠である。

平成 30 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画¹においては、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」を重点戦略として設定し、その基本的な考え方として「持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上（天然資源投入量や温室効果ガス排出量を低減させながら経済成長を実現すること）を目指し、この観点から、持続可能な社会の構築に資する意思決定・投資判断を促し、環境ビジネスの振興を図り、グリーンな製品・サービスの供給拡大を促すと同時に、そうした製品・サービスに対する需要の拡大、とりわけ海外需要の拡大を図ることにより、環境ビジネスを我が国経済の牽引力となるよう育成し、環境負荷の低減と経済の好循環を実現する」ことを目指している。グリーン購入は、企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化に位置づけられ、企業がグリーン製品・サービスの供給を拡大していくためには、こうした製品・サービスに対する需要の拡大が不可欠であり、国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組むとともに、地方公共団体や企業、個人による取組を促がすための普及啓発等を実施することとしている。さらに、グリーン製品・サービスの需要は国内に止まらず、後述するパリ協定の発効を受けた国際的な脱炭素社会に向けた取組の加速、途上国の経済発展に伴う良好な環境を求める意識変化がみられる中、我が国の優れたグリーン製品・サービスの輸出を拡大する好機として捉えている。

一方、世界的な潮流においては、2015 年 9 月の第 70 回国連総会において、17 ゴール、169 ターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された（JAPAN SDGs Action Platform : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>）。同アジェンダの前文においては、「地球が現在及び将来の世代需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する」と謳わ

¹ http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5.html

れているが、SDGs として掲げられた 17 のゴールのうち、12 番目のゴールには「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」が挙げられており、2030 年のゴールに向けて、持続可能な調達を含めた施策を積極的に展開する必要がある。SDGs は、17 のゴールが相互に関連しており、環境・経済・社会の複数の課題の統合的解決を目指すこと、また、1 つの行動が複数の側面に寄与すること、あらゆるステークホルダーの参画による主体間の連携等が特徴となっている。環境基本計画においては、環境政策の観点から SDGs のゴール間の関連性をみると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられるとされており、こうした考え方を環境政策に活用することが重要な観点である。

また、2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定が 2016 年 11 月に発効した。2018 年 12 月にはポーランド・カトヴィツェで開催された COP24 において 2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針が採択され、世界各国は気候変動対策に動き出すこととなった。パリ協定においては、世界共通の長期目標として 2℃目標が設定されるとともに、気温上昇を 1.5℃以下に抑えること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡の達成が掲げられている。我が国はパリ協定を受けて、平成 28 年 5 月に 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを中期目標とし、さらに世界全体の脱炭素社会の構築を見据えた通過点として、2050 年には 80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を閣議決定したところである。中期目標については、「エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによって策定」したものであり、すべての排出部門において、あらゆる主体が可及的速やかに、かつ持続的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが不可欠である。他方、その先にある長期かつ大幅な削減目標を達成するためには、従来の取組の延長だけでは実現が困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求することも必要である。

これらの国際社会共通の環境問題を巡る情勢変化を踏まえ、また、我が国の 2030 年中期目標の実現、2050 年長期目標の達成を見据え、特に、持続可能な消費と生産のパターンの確保、低炭素社会の実現に寄与する等の観点から、社会全体がライフサイクル全般においてより環境負荷が低減され、温室効果ガス排出の少ない製品やサービスを積極的に選択することを促す。また、革新的な技術のイノベーションにより生み出された製品やサービスが市場にスピード感を持って供給されるためのインセンティブとして、グリーン購入が市場を牽引することが極めて重要である。

1-2 市場のグリーン化におけるグリーン購入法の役割

(1) 市場のグリーン化

環境と経済のかかわりが一層広く深いものになり、経済活動における環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず、経済活動自体のためにも重要となっていることから、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を進める必要がある。また、環境と経済の好循環を図り、いわゆるグリーン・イノベーションを創出していくためには、汚染物質の排出規制のような直接規制だけではなく、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要である。とりわけ、「市場」に着眼し、そのグリーン化を図っていくための施策は、多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることができるという特徴を有していることから、持続可能な経済社会の構築に向けて、重要な施策となっている。このような中、平成22年4月の環境経済成長ビジョンにおいて「環境配慮型の製品・サービスを開発・提供することを需要の拡大につなげることをはじめ、環境に配慮した企業行動が評価を受け、より大きな利潤を得ることができるような市場を形成する必要がある」（＝市場のグリーン化）とされている。

そうしたなか、国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）においては、グリーン購入法に基づき、平成13年度より率先して環境物品等の購入に努めてきた結果、市場のグリーン化に対して一定の効果が得られているところである。

(2) 環境物品等への需要の転換の促進

グリーン購入法においては、国等における環境物品等（環境負荷低減に資する原材料又は部品、製品、役務）の調達を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定することが定められている。

基本方針においては、グリーン購入の推進が、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすことが示されている。特に、グリーン購入を推進する上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等が果たす役割は極めて大きいものがあり、また、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するきっかけになるものと考えられる（図1-1）。

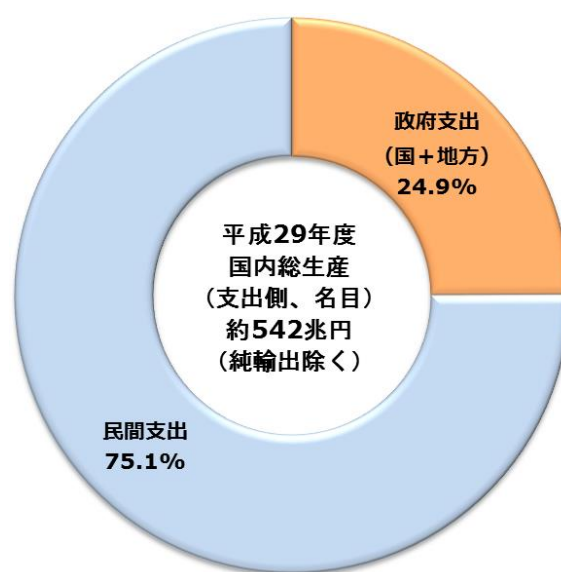


図1-1 国内総生産の部門別割合

(3) グリーン購入法の評価

グリーン購入法の特定調達品目²は、法律が全面施行された平成13年度において14分野101品目であったが、平成31年2月には21分野276品目へと増加している。国等の機関による調達の実施状況については、平成13年度において特定調達品目数（公共工事分野を除く）に占める調達率³が95%以上の品目数の割合は44.4%であったが、平成16年度以降は90%程度又はそれ以上の割合を維持しており、平成29年度においても88.8%と引き続き高い水準にある（図1-2）。

グリーン購入法に基づき国等の機関が環境物品等を優先的に購入することにより、初期需要の創出につながり、その結果として環境物品等の市場の形成が図られるという継続的改善を伴った波及効果がみられることは、グリーン購入法の成果の一つとして評価ができるものと考えられる（図1-3）。

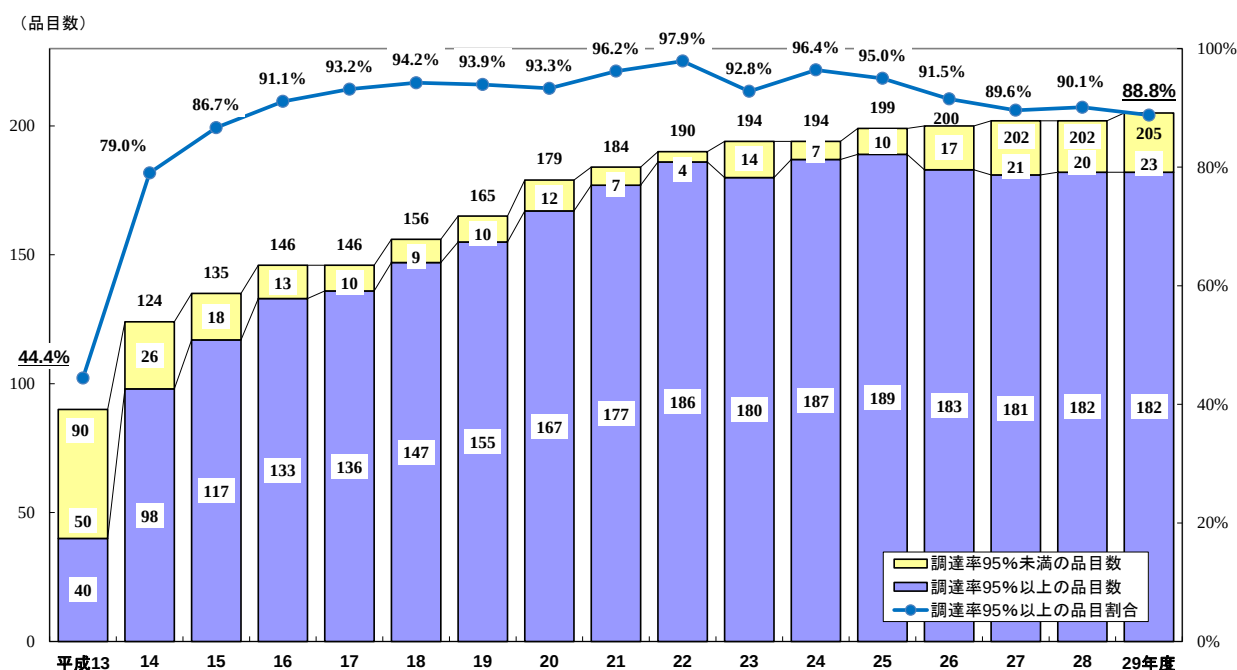


図1-2 国等の機関の調達実績の推移

このような市場形成効果は、継続的に調査を実施しているすべての品目において、経年的な市場占有率の上昇という形で現れているものと考えられ、今後とも国等の機関が自ら率先して、より高い意識の下、環境物品等の調達を一層推進することが強く求められる。また、国等の機関が実施するグリーン購入による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果の試算及び公表は、グリーン購入の推進に関する実効性を確保し、その具体的な効果の理解促進の観点からも重要と考えられる。

² 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類。

³ 国等のすべての機関の特定調達物品等（当該特定調達品目に係る判断の基準を満たす物品等）の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。

併せて国等の機関によるグリーン購入法に基づく調達方針の策定及び環境物品等の調達の推進が、地方公共団体の調達方針の策定や民間の環境マネジメント部門等における購入基準の作成をはじめとしたグリーン購入の促進に寄与したこと、さらに、我が国のグリーン購入法が海外においても参考とされ、広く普及が図られていることについても、一定の評価ができるものと考えられる。

なお、国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であり、我が国の優れた環境技術を用いた製品やサービスを海外に展開し、日本の知見や経験を生かした支援策を推進していくことも重要である。

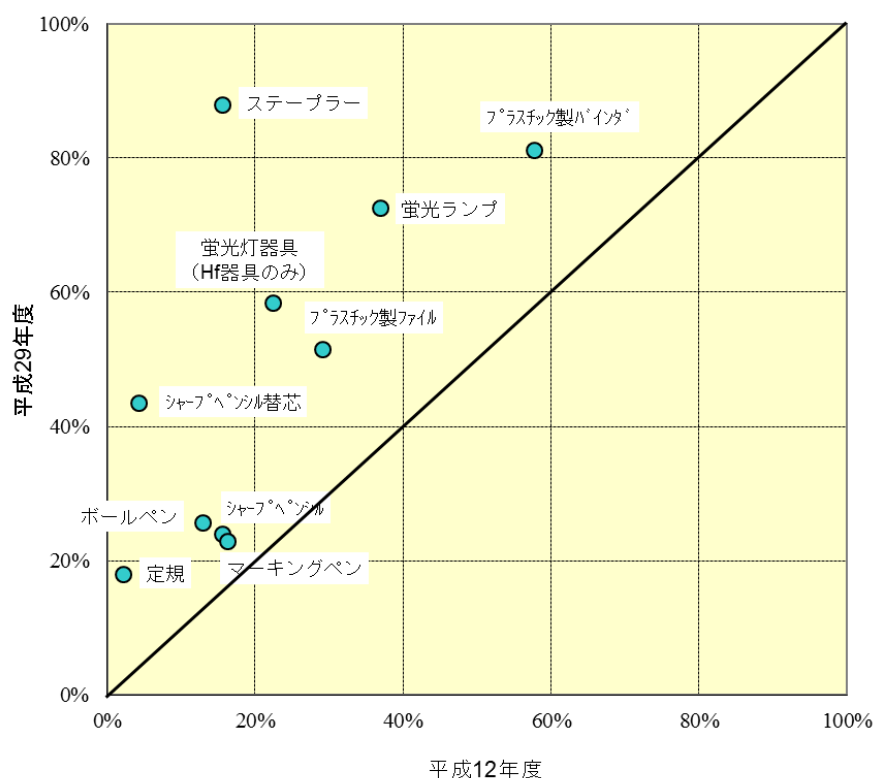


図1-3 グリーン購入法施行前後の特定調達品目の市場占有率

2. プレミアム基準の必要性と意義

2-1 市場の更なるグリーン化に向けた検討

平成 23 年度に開催された「グリーン・マーケット⁺ (プラス) 研究会」においては、持続可能な経済社会の実現に向け、市場のグリーン化を一層進めていくため (=グリーン・マーケット⁺)、幅広い商品・サービスについて、環境配慮に向けた事業者の取組が評価され、環境に配慮した商品・サービスへの需要が掘り起こされているか、といった観点から既存施策を見直しつつ、今後施策を強化・充実させていくための方向性を検討した⁴。

研究会のとりまとめ⁵において、市場のグリーン化に係る現状について、以下のとおり整理している。

- グリーン購入法の特定調達品目を中心に環境関連市場が一定程度成立している状況にあるが、市場全体でみた場合のグリーン化は必ずしも十分ではなく、幅広い商品・サービスについて環境配慮への継続的な取組を促す余地は大きいこと
- 消費者のうち、環境意識と行動とのギャップがあると想定される層は、消費者の 6 割を占めており、環境意識が一定の水準にあっても、環境に配慮した商品・サービスや企業の選択に結びついていない状況にあること
- 事業活動における環境への取組が企業への評価につながらず、取組の意義・目的が薄れつつあることが示唆されていること

これらの現状等を踏まえ、市場の更なるグリーン化を図るための施策の強化・充実の方向性として、次の 4 つが示されている。

① 対象商品・サービスの新規開拓

- 市場における環境配慮型商品・サービスの選択の幅・機会を増やす

② 先進的な基準の設定

- 環境配慮に積極的に取り組む事業者がより「先進性」による差別化をアピールできるよう、また、環境意識の高い消費者の行動を更に促進する観点から、多段階の基準等を設定
- 普及状況に応じて適宜基準を引き上げることにより「環境配慮」のレベルを継続的に向上させることが重要

③ 消費者に「届く」情報提供

- 消費者に気づきを与え、共感を得られる情報提供により、消費者の環境意識と行動のギャップを解消

⁴ <http://www.env.go.jp/policy/g-market-plus/com.html>

⁵ 「市場の更なるグリーン化に向けて (グリーン・マーケット⁺ (プラス) 研究会 とりまとめ)」平成 24 年 1 月

④ 施策の連携と相乗効果

- 市場全体のグリーン化を一体的に図っていく観点から、別々に推進されてきた施策の連携を図ることで相乗効果が期待

市場の更なるグリーン化に向けて、上記4つの方向性は、それぞれ密接不可分な関係にあるが、特に②の方向性として掲げられた「先進的な基準の設定」の具体化を図るため、環境配慮に積極的に取り組む人々や組織を対象に、グリーン購入法の特定調達品目を念頭に、現行の判断の基準をベースとして先進的な基準に関する検討を実施することが必要である。

2-2 プレミアム基準の必要性

(1) 特定調達品目及びその判断の基準の位置づけ

特定調達品目に係る判断の基準の設定については、国等の機関がグリーン購入法第6条に基づき、基本方針に即して自ら調達方針を作成し、調達方針に基づき物品等の調達を行うことが義務づけられていることから、競争性の確保を図りつつ、国等の機関における物品等の調達量を勘案した基準の設定が必要となっている。

このため、原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できると、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件の一つとなる。

すなわち、判断の基準は、国等の機関が当該品目を調達する場合の必要条件であり、品目によっては、必ずしも、環境性能の観点から、市場において望ましく先駆的な、市場を牽引する基準とはいえない場合もある。なお、一般に各特定調達品目に係る判断の基準の設定時点においては、当該基準を満たす物品等の市場占有状況等を勘案して相応のレベルに設定することとなるが、供給側の技術開発等の取組と調達者の環境物品等の優先購入の取組が相俟って、特定調達物品等の市場占有率が高まることから、継続的な判断の基準の見直しが必要となっている。

(2) 「恥ずかしくない」基準と「胸を張れる」基準

現行の特定調達品目に係る判断の基準を環境性能の観点から総体として評価すると、国等の機関がグリーン購入を行うに当たって、少なくとも最低限守られるべき「調達者として“恥ずかしくない”基準」レベル以上の基準となっているものと考えられる。しかしながら、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織にとっては、必ずしも十分とはいえない基準レベルの品目も存在する。

このため、現行の特定調達品目に係る判断の基準にとどまらず、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミア

ム基準」という。)を示すことが極めて有効と考えられる。

プレミアム基準は、平易な言葉で言い換えると、環境性能の観点から「調達者として“胸を張れる”基準」レベルに相当し、需要側、供給側双方から広く評価される基準といえる。また、これらのプレミアム基準を将来（2,3年ないし5年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として基本方針に位置づけることにより、物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなり、より環境に配慮した物品等が市場に供給されることが期待される。

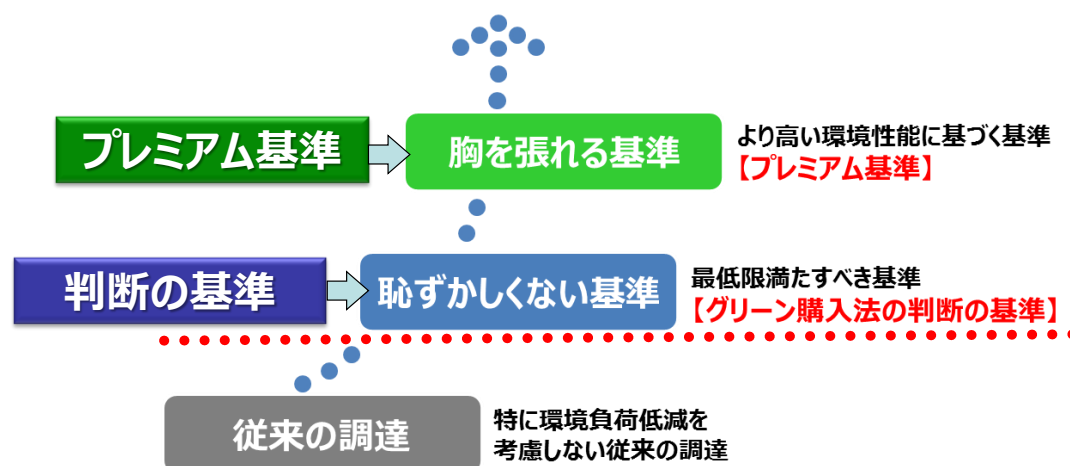


図2-1 プレミアム基準のイメージ

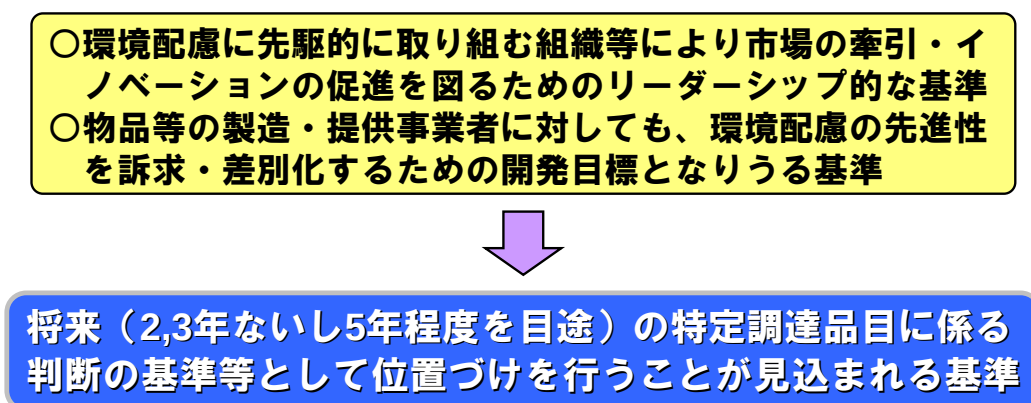


図2-2 プレミアム基準の位置づけと役割

すなわち、プレミアム基準の設定は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果が、これまでを上回る規模とスピードで市場にもたらされるものと考えられる。

また、プレミアム基準を環境物品等に関する情報開示に止まらず、製造・提供事業者のサプライチェーンマネジメント、環境マネジメント等の環境配慮への取組に関する情報開示を促進するためのツールやインセンティブとして活用することも期待される。

さらに、グリーン・マーケット⁺研究会における今後の施策の強化・充実の方向性

にある「消費者に『届く』情報提供」の観点からは、プレミアム基準を満たす物品等に関する環境負荷低減効果や経済的なメリット、ライフサイクル等の情報を提供することにより、特に消費者の過半を占める環境意識と行動にギャップがあると想定される層に対し、環境に配慮した物品等であることを気づかせ、納得感・共感を高め、購入につながるきっかけとなることも期待される。

こうした環境物品等に対する適切かつ信頼性の高い情報提供・情報開示は、まさに「**胸を張れる**」基準が具備すべき要件の一つと考えられる。

なお、平成 31 年 2 月に改定された基本方針において、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値⁶を設定することを可能とし、先行的に 5 品目について **2 段階の判断の基準を設定**した。

（３）プレミアム基準の役割

先進的な基準としてのプレミアム基準が果たすべき役割を整理すると、以下のとおりである。特にプレミアム基準を設定する主体は調達者であることから、需要側の役割が大きく、積極的かつ継続的な対応が求められる。

① 需要側の行動を促す役割

- 環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による、より環境配慮された物品等の調達を更に進めるようにするものであり、環境配慮に関するリーダーシップに訴求することにより、市場を牽引する基準であること
- より高い環境意識を有する調達者・消費者が、自らの環境パフォーマンスとして積極的に活用可能な基準であること

② 供給側の行動を促す役割

- 物品等の差別化を図り、環境配慮に先駆的に取り組む事業者のブランドの確立につながる基準であること
- 技術開発等の方向性を示し、物品等の開発目標となり得る基準であること
- 将来の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけられることにより、供給側にとってのインセンティブとなるとともに、より環境に配慮した物品等を市場に供給することを促す基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組を促すことにつながる基準であること

③ 情報提供・情報開示を促す役割

- 市場において環境に配慮した物品等や事業者が評価・選択されることを促す情報の提供につながる基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における情報の開示を促すことにつながる基準であること

⁶ 基本方針においては「判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして『**基準値 1**』を、最低限満たすべきものとして『**基準値 2**』を設定する」こととしている。

（４）世界の潮流を踏まえたプレミアム基準の方向性

上記（２）においてプレミアム基準を設定することの意義、（３）においてプレミアム基準の果たすべき役割を示したところである。

2016 年 11 月に発効した「パリ協定」や 2015 年 9 月の第 70 回国連総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の先進国・途上国双方を巻き込んだ新たな国際的枠組により、環境保全に関する社会全体の意識や行動様式も大きな転換点を迎えている。

例えば、温室効果ガス排出量の長期目標の達成に向けては、あらゆる対策を総動員する必要がある。そのためには、既存の技術、ノウハウ、知見の最大限の活用に加え、従来の延長ではないイノベーションの創出が不可欠であり、また、その対策は最大限のスピード感を持って実施されなければならない。長期大幅削減に向けては、より低炭素な製品やサービスの加速的な普及・社会実装を推し進めることが必要である。他方、こうした低炭素な製品やサービスの需要の大幅な増大、巨大な市場の形成が見込まれ、社会・経済のグリーン化を通じ、経済成長にも大きく寄与するものである。

このため、市場の活力を十分に活用し、イノベーションの加速化を図るためには、これまでを上回る規模とスピードで継続的改善を伴う環境物品等の市場形成を促すプレミアム基準が果たすべき役割は大きいものと考えられる。すなわち、プレミアム基準が市場を牽引し、既存の技術、ノウハウ、知見の最大限の活用を図るとともに、イノベーションの創出につながることで、長期大幅削減目標の達成に向けて極めて重要であり、そうした役割を果たすことなしに、長期目標の達成は不可能と考えられる。

2-3 本ガイドラインの対象

上記 2-2 に示したとおり、プレミアム基準の設定は、市場の更なるグリーン化に貢献することが期待されることから、国等の機関は、グリーン購入における市場形成に果たすべき役割を踏まえ、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、可能な限り自らの判断に基づいたプレミアム基準を設定し、当該基準を満たす物品等の率先購入に努めることが望まれる。また、こうした国等の機関の取組の推進が地方公共団体や民間部門への波及効果となって現れることも期待される。

このため、本ガイドラインは、主たる対象として国等の機関の調達担当者を念頭に記載を行うものではあるが、国等の機関の調達担当者にとまらず、地方公共団体における地産地消等の独自の取組をはじめ、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織全般（需要側、供給側双方）を広く対象としており、その積極的な活用が期待される。

特に、国等の機関の調達担当者は、持続可能な消費と生産のパターンの確保、低炭素社会、さらには脱炭素社会の構築等の我が国の中長期的な目標の達成に向けた取組を率先的かつ加速的に推し進める観点から、プレミアム基準を積極的に活用することが強く期待される立場にあるものと考えられる。

3. プレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件

3-1 主な環境政策への対応方針

プレミアム基準に限らず調達基準の検討に当たっては、分野・品目ごとに評価すべきライフサイクル段階や環境負荷項目を選択し、適切な基準を設定することが必要である。そのためには、環境政策ごとの対応方針を定める必要がある。第五次環境基本計画においては、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築が重点戦略として設定されたところであるが、重点戦略を支える環境政策として示された4つの分野⁷を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針及び分野横断的な対応方針を以下のとおり設定する。

(1) 温暖化防止・低炭素・脱炭素社会

温暖化防止・低炭素社会、更には脱炭素社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。我が国の長期大幅削減目標の達成のためには、徹底的な省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠である。

- ・ 省エネルギーの推進に寄与する基準
- ・ 再生可能エネルギーの導入推進に寄与する基準
- ・ 未利用エネルギーの活用に寄与する基準
- ・ 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準
- ・ 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用に寄与する基準

(2) 省資源・資源循環

省資源・資源循環については、循環型社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。特に優先順位の高い2Rの重点化、高資源効率性に着目することが重要である。

- ・ 天然資源等の消費抑制に寄与する基準
- ・ 3Rの取組のうち、特に発生抑制（ダウンサイジング、長期使用を含む）、再使用の推進に寄与する基準
- ・ 再生利用については、水平リサイクルのような高度なりサイクルを定着させることに寄与する基準
- ・ プラスチックの資源循環の総合的な推進に寄与する基準
- ・ 食品ロスの削減に寄与する基準
- ・ 使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築に寄与する基準
- ・ 未利用資源の活用に寄与する基準

⁷ 「気候変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」及び「環境リスクの管理」

- ・ 適正処理の確保に寄与する基準

（３）生物多様性の保全

生物多様性の保全については、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- ・ 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用に寄与する基準
- ・ 土地利用における生物多様性への配慮に寄与する基準
- ・ 海洋における生物多様性の保全に寄与する基準
- ・ 木質バイオマスの持続的利用に寄与する基準

（４）その他の環境保全施策

その他の環境保全施策については、例えば、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- ・ 大気環境、水環境（海洋汚染を含む）、土壌環境等への環境負荷の低減に寄与する基準
- ・ 化学物質による環境汚染の防止に寄与する基準（有害物質に関するリスク管理等）
- ・ その他対象とする分野・品目の性質に応じた基準

（５）分野横断的施策

上記（１）から（４）に示した事象面の分野別対応方針に加え、以下の分野横断的な施策についても、基準の設定について検討することが求められる。

- ・ 需要側の環境配慮行動を促すための情報提供・情報開示に寄与する基準
- ・ 供給側の経済・社会活動に環境配慮を織り込むことに寄与する基準
- ・ 環境配慮に係る広報・教育・普及啓発等の促進に寄与する基準
- ・ 環境に配慮した使用、メンテナンス、シェアリング等の調達総量の削減に寄与する基準
- ・ 製品やサービスの環境負荷をライフサイクル全体で捉え、環境負荷の適切な管理・低減に寄与する基準

３－２ プレミアム基準の要件

プレミアム基準を設定する対象品目については、グリーン・マーケット⁺研究会における今後の施策の強化・充実の方向性である「対象商品・サービスの新規開拓」を踏まえ、市場における環境配慮型商品・サービスの選択肢を増やす観点から、可能な限りその対象となる品目の範囲を広げていくことが重要である。このため、対象品目としては、国等の機関が一定数調達する品目に限るものではなく、国等の機関以外の主体が購入する品目も対象とできるものである。ただし以下では、現行のグリーン購入法の判断の基準等と比較することによる理解促進の観点から、国等の機関が重点的

に調達を推進すべき特定調達品目を対象として、具体的なプレミアム基準策定のための要件を示すこととする。

なお、国等の機関が共通的に調達する特定調達品目に加え、各機関が独自に調達を実施する品目についても、可能な限り、類似した品目を参考として、より高い環境性能に基づく基準の設定及び当該基準に基づく調達の推進が期待される。

（１）プレミアム基準の対象となる品目

調達担当者が原則として以下の観点から優先順位を検討し、プレミアム基準を設定する対象となる品目の選定を行うものとする。

なお、国等の機関は、事業者として率先実行を行う必要があることから、設定可能な品目から、順次取り組んでいくことが期待される。

- 調達量又は販売量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- 国等の機関にとどまらず、地方公共団体や民間部門（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目 等

また、特に役務分野については、当該役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、使用される物品の 3R に関するシステム構築、メンテナンスやシェアリングの推進等による調達総量削減等、一層の波及効果が期待されることから、調達総量等を含め、ライフサイクル全体としての環境負荷の分析を踏まえ、調達担当者は、今後積極的にプレミアム基準を設定する対象とすることが重要である。

（２）プレミアム基準の要件

プレミアム基準の設定に当たっては、分野・品目に応じた重視すべきライフサイクル段階と環境負荷項目を適切に選択するとともに、ライフサイクル全般にわたる総体としての環境負荷の低減を図るような基準を設定することが重要である。また、数値等の明確性が確保できる基準の設定が可能であることも、併せて必要な要件となる。以下に、特定調達品目に係るプレミアム基準を設定する場合の要件を示すこととする。基本的考え方としては、現行の判断の基準を満たすこと（特定調達物品等であること）に加え、次のいずれかの要件を満たすことが必要である。要件の具体的な内容については、次章以降に記載する。

なお、実際の基準の設定に当たっては、当該品目の特性を踏まえ、以下に示す要件のうち、一つ又は複数を適切に選択して設定することとなる。また、例えばフロン類を使用した品目のように、分野横断的に自然冷媒や低 GWP 機器の調達を進め、冷媒の代替・転換を図ることも重要である。

(1) 現行の判断の基準の強化（数值的強化等）

- 他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用すること（具体的にはエコマーク認定商品のうち上位互換のもの、多段階評価基準の上位等が該当）
- 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目について、現行の判断の基準と比較して基準値が強化（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む。）されていること

(2) 新たな評価軸の追加

- 現行の判断の基準に新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）が追加されること
- 配慮事項を判断の基準へ格上げすること

(3) 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認

- 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言が行われていること
- 基準への適合について第三者等が行っている認証制度等により確認されていること

(4) 他の環境施策との連携による相乗効果

- 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認証等が行われていること

4. プレミアム基準の設定

4-1 プレミアム基準の設定方法

前記3のプレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件を踏まえ、プレミアム基準の具体的な設定方法として、以下の(1)～(4)に示す4つの方法を例示する。以下に示す方法は、物品に係るプレミアム基準を設定する場合を当面想定したものである。

(1) 現行の判断の基準の強化(数値的強化等)

一般に現行の特定調達品目に係る判断の基準は、複数の評価軸(ライフサイクル段階、環境負荷項目)が設定されていることから、例えば、環境負荷の大きい項目に着目してその判断の基準を強化すること(より環境負荷低減効果の高い製品や物質等への代替や転換を含む。)が効果的であると考えられる。現行の判断の基準の強化に係る具体的な基準の設定方法としては、次の例が適切と考えられる。

- 上位互換である基準の活用(例えばエコマーク⁸商品類型の認定基準等)
- 多段階評価がある品目については現行の基準と比較し、より上位基準の活用(例えば省エネ法の多段階評価⁹等)
- 当該品目のトップランナー基準¹⁰の活用(例えば目標年度が数年程度先に設定されている省エネ法トップランナー基準(省エネ法において検討中の基準¹¹については市場動向等を踏まえた検討が必要))
- 現行の基準に対し、一定の係数を乗じた基準(例えば自動車の燃費基準達成・向上レベル¹²等)
- 現行の基準と比較し、より環境負荷低減効果の高い製品や物質への代替・転換を図る基準(例えば冷媒の低GWP・ノンフロン化、エネルギーの低炭素化)

なお、数値的強化等については、一般に環境負荷低減に資するものであるが、その効果の限界や他の性能に影響があることから、基準の設定に当たって留意が必要¹³で

⁸ エコマーク事務局ホームページ：<http://www.ecomark.jp>

⁹ 一般財団法人省エネルギーセンター「統一省エネラベル」：
http://www.eccj.or.jp/machinery/labeling_program/index.html

¹⁰ 経済産業省資源エネルギー庁「省エネを实践したい方へ」：

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/

¹¹ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会：http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/19.html

¹² 国土交通省「自動車の燃費性能に関する公表」：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html

¹³ 例えば、再生材料の配合率を大幅に高めることにより、物品等として本来備えるべき品質や機能、適正な価格が維持できないことや、リサイクルの実施がかえって必要なエネルギー量の増加等の環境負荷を招くことのないようLCAの観点を踏まえる等、適切な基準の検討及び設定が必要である。

ある（図 4－1）。

【上位互換の例（エコマーク認定基準）】	
① 文具類の再生プラ配合率の場合	再生プラ配合率 40% → 70%
【多段階評価の例】	
② 省エネ法の多段階評価の場合	4 つ ☆ → 5 つ ☆
【一定の係数を乗ずる例】	
③ 年間消費電力量 10%削減の場合	1,350kWh → 1,215kWh
④ 燃費基準値 15%向上の場合	16.0km/ℓ → 18.4km/ℓ
【代替・転換を図る例】	
⑤ 冷媒に使用する物質の代替の場合	HFCs → 自然冷媒

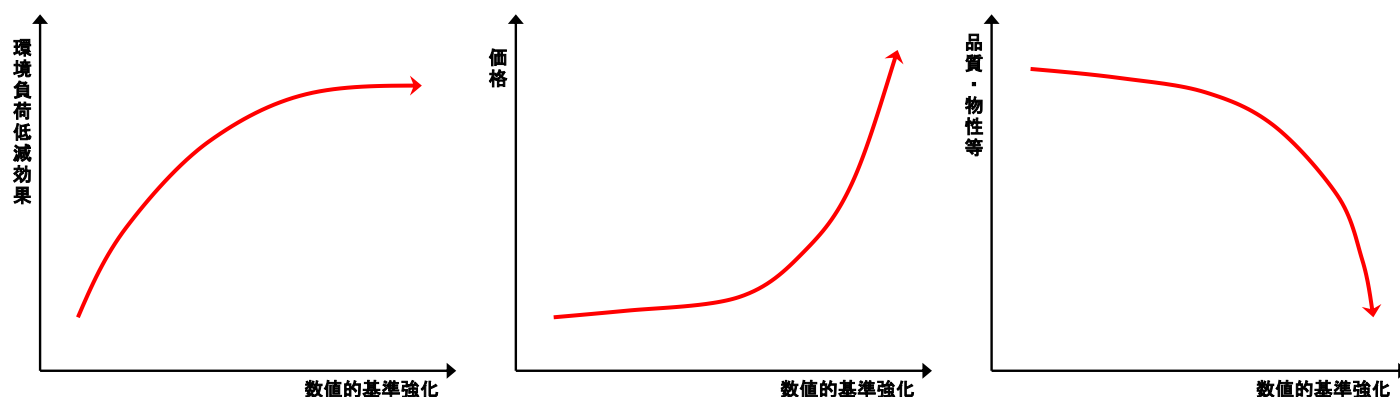


図4－1 数値的強化等による基準の設定において留意すべき場合の例（イメージ）

（２）新たな評価軸の追加

現行の特定調達品目に係る判断の基準において設定されていない評価軸を新たに基準として追加することにより、一層の環境負荷の低減を図ることが可能となるものと考えられる。新たな評価軸の追加に当たっては、環境負荷の大きい項目や環境負荷低減効果に着目し、基準の設定を図ることが重要である。具体的には次の例が適切と考えられる。

- ・ 環境政策毎に重視すべき観点（前記 3－1 参照）を踏まえ、新たな評価軸（ライフサイクル段階又は環境負荷項目）に係る判断の基準を追加・設定
- ・ 現行の配慮事項の判断の基準への格上げ

（３）自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認

特定調達品目に係る判断の基準への適合の確認を製造・提供事業者が自ら行う自己適合宣言の場合は、特定調達物品等に関する適切かつ徹底的な情報開示がプレミアム基準の要件と考えられる。

または、第三者等が行っている認証制度等を活用して客観的な立場から、物品等が特定調達品目に係る判断の基準への適合が認証・確認されていることは、特定調達物品等の信頼性確保の観点から基準の要件として考えられる。

これらのことから、自己適合宣言の強化又は第三者あるいは信頼できる業界団体等による物品等の認証・確認に係る具体的な基準の設定方法としては、特定調達物品等であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として適切と考えられる。

【自己適合宣言】

- 基準への適合状況に関する根拠資料（原材料・部品の証明書及び試験証明書等¹⁴）が一般にも公開されていること。加えて、LCA 等による環境負荷低減効果を算定した資料が提出可能であり、一般に公開されている場合は、さらに評価される

【第三者認証等】

- エコマーク等のタイプ I 環境ラベルにより認定又は同等以上の物品等¹⁵
- 一定水準を満たした認証制度により認証された物品等（例えば森林認証制度¹⁶、グリーンプリンティング認定制度¹⁷、グリーン経営認証¹⁸等）
- 基準の各項目に関し、JIS マーク¹⁹等により、その適合状況及び適合根拠が確認された物品等²⁰

ただし、上記の第三者認証等において、すべての判断の基準への適合が確認されていない場合は、自己適合宣言等の方法により、適合が確認されていない判断の基準についても、適合が担保されることが必要である。

（４）他の環境施策との連携による相乗効果

相乗効果が期待される他の環境施策との連携を図り、市場のグリーン化に係る取組を促進することが重要であることから、これらの施策において認証等が行われていることをプレミアム基準の要件の一つとして設定することが考えられる。他の環境施策との連携による相乗効果に係る具体的な基準の設定方法としては、特定調達

¹⁴ 根拠資料については「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を参照

¹⁵ 「タイプ I 環境ラベルにより認定又は同等以上の物品等」とは、例えばエコマークの場合、当該物品等について、対応する商品類型の認定基準に適合し、かつ、適合状況及びその根拠資料とともに、環境負荷低減効果が算定・開示され、かつ、第三者等により確認されていることをいう。

¹⁶ FSC（森林管理協議会）「FSC について」：<http://www.forsta.or.jp/fsc/modules/pico/>、PEFC（森林認証プログラム森林管理協議会）「PEFC について」：<http://www.pefcasia.org/japan/about/index.html> 等

¹⁷ 一般社団法人日本印刷産業連合会「グリーンプリンティング認定制度」：

<http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/>

¹⁸ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」：<http://www.green-m.jp/index.html>

¹⁹ 日本工業標準調査会（JISC）ホームページ：<http://www.jisc.go.jp/index.html>

²⁰ 例えば JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブルは、木質の机の判断の基準のうち、材料からのホルムアルデヒド放散速度に係る基準を満たす。

物品等であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として適切と考えられる。

- ・ 民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む。以下同様）により認証された物品等（商品・サービスオフセット）
- ・ CFP を活用したカーボン・オフセット制度²¹により認証又は同等以上の物品等²²
- ・ エコリーフ²³等のタイプⅢ環境ラベルにより認証又は同等以上の物品等²⁴
- ・ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム²⁵により検証又は同等以上の物品等²⁶

なお、タイプⅢ環境ラベルやカーボンフットプリントは、LCA 等に基づき、事業者が自ら環境情報を算定・開示するものであり、事業者にとっては、当該物品等のサプライチェーンを構成する事業者を含めた環境負荷の低減を図るため、また、消費者にとっては、より環境負荷の少ない物品等を選択するための情報として有効であり、こうした取組を実施している事業者を評価する観点から、プレミアム基準の要件の一つとして設定している。

4-2 事業者の環境配慮への取組の評価

役務における判断の基準は、物品と異なり、事業者を選定する場合の基準である。このため、事業者の環境配慮への取組を評価することが必要である。具体的には、現行の判断の基準を満たす役務²⁷であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として考えられる。

なお、以下に示す要件は、国等の機関にあっては、当該役務の調達に当たり、直接関連する要件となる場合を除き、プロポーザル方式や総合評価落札方式の契約において、事業者を評価する場合の評価項目（加点項目）とすることが適当である²⁸。

²¹ 経済産業省「CFP を活用したカーボン・オフセット制度」：<http://www.cfp-offset.jp/>

²² 「CFP を活用したカーボン・オフセット制度 により認証又は同等以上の物品等」とは、当該物品等について、「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証に関する規程にのっとり国による認証を受けていることをいう。

²³ 一般社団法人産業環境管理協会「エコリーフ環境ラベル」：<http://www.ecoleaf-jemai.jp/>

²⁴ 「タイプⅢ環境ラベルにより認証又は同等以上の物品等」とは、当該物品等について ISO14025（JIS Q 14025）に則った LCA に基づく環境情報が算定・開示され、かつ、第三者等によりその内容が確認されていることをいう。

²⁵ 一般社団法人産業環境管理協会「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（CFP プログラム）」：<http://www.cfp-japan.jp/>

²⁶ 「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより検証又は同等以上の物品等」とは、当該物品等について CFP プログラムに則り温室効果ガスの排出量が算定・検証・公開され、かつ、第三者等によりその内容が確認されていることをいう。

²⁷ 役務において使用する物品に関する判断の基準を設定している場合もある。

²⁸ 国等の機関においては事業者を選定する場合に当該役務に直接関連しない項目を必須条件とするこ

- ・ 環境マネジメントシステムの認証を取得、かつ、環境/CSR 報告書を作成・公表していること（付加的にエネルギーマネジメントシステムの認証を取得していることも望ましい）
- ・ 温室効果ガス排出量をスコープ 3 について算定・公表していること²⁹
- ・ グリーン購入・調達に係る方針、ガイドライン等を策定・公表し、かつ、サプライチェーンにグリーン購入・調達を広げるための取組を実施していること
- ・ サプライチェーンの各段階における情報収集及び情報開示を実施していること
- ・ 生物多様性の保全に係る方針、ガイドライン等を策定・公表していること

4-3 分野別のプレミアム基準の考え方

現行の特定調達品目についてプレミアム基準を設定する場合の設定方法を例示する。プレミアム基準の設定に当たり考慮すべき事項及び基準の考え方は、分野・品目により、一つに限られるものではなく、複数の項目や方法が選択可能である品目が一般的であることから、複数の基準を設定することも可能である。

以下は、グリーン購入法の分野・品目に対応したプレミアム基準を設定する場合の考え方を示すものであり、具体的な基準については、調達担当者が設定に当たって考慮すべき事項等を参考とし、適切に設定することが重要である。また、各品目においては、次の内容について整理している。

項 目	記 載 内 容
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等 ³⁰	例示した現行の特定調達品目に係る主な判断の基準の項目及び内容について記載
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	品目に応じたプレミアム基準を設定する場合の重視ポイント（ライフサイクル段階 ³¹ 等）や留意点等について記載
プレミアム基準の考え方	4-1において示した4つの設定方法のうち当該品目に対応した具体的なプレミアム基準の設定項目や方法等の考え方を記載

なお、以下の内容は平成 31 年 2 月（閣議決定）現在のグリーン購入法の特定調達品目に係る判断の基準等をベースとして記載している³²。また、基準の設定に当たって参考としている他の制度・施策等の基準や内容が見直された場合は、適切に反映す

とは困難と考えられる。なお、民間部門においてはプレミアム基準として設定することが可能である。

²⁹ 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」に基づくスコープ 3 排出量等

³⁰ 特定調達品目に係る判断の基準等の内容については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照。

³¹ 産品の特性に関連しない生産工程・生産方法（産品非関連 PPM：Processes and Production Method）を考慮することは、市場参入の障壁になる可能性について各国の解釈が分かれており、WTO 政府調達協定との整合性の観点から、生産段階の環境負荷については基準化しないこととしている。

³² <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

るとともに、特に技術開発や普及が著しい品目（LED 照明、電気・電子機器、自動車等）については、可能な限り早期の基準の見直しが重要である。

（１）紙類

紙類に係る判断の基準は、コピー用紙及び印刷用紙については、原料構成を基本項目、白色度、坪量、塗工量等を加点項目とする総合評価指標を採用している。また、衛生用紙等の他の品目については、古紙パルプ配合率を主たる判断の基準として設定している。紙類（コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙等）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

紙類（コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙等）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【コピー用紙、印刷用紙】 ○総合評価値 80 以上（基本項目、加点項目） ○総合評価値の内訳の表示 【衛生用紙等】 ○古紙パルプ配合率
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○ライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○総合評価指標が導入されている品目については、基準となる総合評価値を引き上げることにより、事業者自らが立地や地域特性等の状況に応じ、各指標項目のバランスを考慮した組み合わせによる製品の供給が期待されること ○古紙パルプ配合率の引き上げについては困難な品目もあることから、森林認証材や間伐材の比率を含めた適切な原料構成を検討すること ○バージンパルプが使用される場合は、原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等³³（いわゆる「デューデリジェンス」）が重要であること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○カーボン・オフセットの認証を受けた物品等があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・総合評価値の引き上げ ・古紙パルプ配合率、森林認証材及び間伐材の配合率の引き上げ（ただし衛生用紙については既に古紙パルプ配合率 100%） ・バージンパルプが使用される場合の原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス」） (2)新たな評価軸の追加 ・芯なしであること（トイレットペーパー） (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・古紙パルプ等配合率検証制度³⁴による検証結果の公表 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボン・オフセットにより認証された物品等

³³ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第 6 条第 1 項に基づく合法性の確認

³⁴ <http://www.jpa.gr.jp/file/topics/20080404044926-2.pdf>

さらに、調査・研究や広告・宣伝業務等の役務の調達に当たって使用するコピー用紙、印刷用紙等に係る基準についても、同様に設定することが可能である。

(2) 文具類

文具類に係る判断の基準は、共通基準として、古紙パルプ、再生プラスチック等の再生材料の配合率を主たる基準として設定している。共通基準以外に、当該品目の特性を踏まえ、個別基準を設定している品目もある。

文具類に係るプレミアム基準の考え方としては、文具類共通の基準について示すこととし、その内容は、以下のとおりである。

文具類（共通基準）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【共通基準】 ○古紙パルプ配合率 50%以上 ○再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料の再生プラスチック配合率 20%以上） ○間伐材、端材等の再生資源又は合法材 【個別基準】 ○一部の品目については当該品目の特性を踏まえ個別基準を設定
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○文具類の多くはライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○再生材料の配合率の引き上げについては、可能な品目と困難な品目があることから、当該品目の特性を踏まえ基準設定に関する検討が必要であること ○材料にバージンパルプ又は木質が使用される場合は、原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス」）が重要であること ○文具類はすべてエコマーク商品類型の対象であること³⁵ ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準等） ・再生材料の配合率の引き上げ ➔ 単一材料の配合率又は複数材料の配合率の合計など ・材料にバージンパルプ又は木質が使用される場合の原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス」） (2)新たな評価軸の追加 ・詰替可能など長期使用・再使用への配慮 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証又は同等以上の物品等

³⁵ エコマーク事務局において、エコマーク商品類型とグリーン購入法特定調達品目の判断の基準との対応関係（基準の整合等）について対応表として整理している。

(3) オフィス家具等

オフィス家具等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料について再生プラスチック、間伐材、端材等の再生材料等の配合率を主たる基準として設定している。また、大部分が金属類の棚や収納用什器については省資源、易リサイクル性、環境配慮設計等に係る判断の基準を設定している。オフィス家具等に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

オフィス家具等におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【共通基準】 ○古紙パルプ配合率 50%以上 ○再生プラスチック配合率 10%以上、又は植物由来プラスチック 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 ○間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ○保守部品又は消耗品の供給期限 5 年以上（製品製造終了後） 【金属類の棚・収納用什器】 ○機能重量 0.1 以下 ○単一素材分解可能率 85%以上 ○環境配慮設計
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○ライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○再生材料の配合率の引き上げについては、可能な品目と困難な品目があることから、当該品目の特性を踏まえ基準設定に関する検討が必要であること ○材料にバージンパルプ又は木質が使用される場合は、原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス」）が重要であること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること ○省資源をはじめとした 3R の取組等の新たな評価軸の設定について考慮すること ○カーボン・オフセットの認証を受けた物品等があること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること

オフィス家具等におけるプレミアム基準の考え方	
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準等） ・機能重量の引き下げ、単一素材分解可能率の引き上げ ・再生材料の配合率の引き上げ ・材料にバージンパルプ又は木質が使用される場合の原料の原木に係る合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス」） (2)新たな評価軸の追加 ・配慮事項の判断の基準への格上げ（粉体塗料の使用等） ・使用済製品の回収システムの構築や省資源、製品の長期使用に係る配慮 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボン・オフセットにより認証された物品等 ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証又は同等以上の物品等

（４）画像機器等

特定調達品目に該当する画像機器等の代表的な品目としてコピー機等、プリンタ等、プロジェクタ及びカートリッジ等について、以下に例示する。

画像機器等に係る判断の基準は、コピー機等、プリンタ等、プロジェクタについては使用時のエネルギー消費効率、特定化学物質の使用制限等を基準として設定している。また、トナーカートリッジ、インクカートリッジについては使用済製品回収システムの構築・運用や再使用・マテリアルリサイクル率等を主たる判断の基準として設定している。画像機器等（コピー機等、プリンタ等、プロジェクタ、カートリッジ等）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

画像機器等（コピー機等、プリンタ等、プロジェクタ、カートリッジ等）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【コピー機等、プリンタ等】 ○エネルギー消費効率、消費電力量（省エネ法トップランナー基準、国際エネルギースタープログラム） ○部再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（コピー機等） ○特定の化学物質の使用制限 【プロジェクタ】 ○製品本体重量 ○消費電力、待機時消費電力 ○特定の化学物質の使用制限 【トナーカートリッジ、インクカートリッジ】 ○使用済カートリッジ回収システム ○再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率 ○トナー、インクの化学安全性

画像機器等（コピー機等、プリンタ等、プロジェクタ、カートリッジ等）におけるプレミアム基準の考え方	
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	【コピー機等、プリンタ等、プロジェクタ】 ○使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷低減も大きいこと ○省エネ法トップランナー基準（目標年度が数年先の場合）や国際エネルギースタープログラム、米国 EPEAT³⁶（複数の評価項目、多段階評価）などの基準が参考となること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○エコリーフによる環境情報が開示されている製品があること ○カーボン・オフセットの認証を受けた物品等があること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること 【トナーカートリッジ、インクカートリッジ】 ○資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○エコマーク商品類型の対象となる製品があること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること
プレミアム基準の考え方	(1) 現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率の引き上げ（消費電力量の場合は削減） → 目標年度が数年程度先となっているトップランナー基準、等 ・有害物質の使用制限、製品の長期使用等 ・再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率の引き上げ（カートリッジ等） (2) 新たな評価軸の追加 ・配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保） ・有害物質の使用制限、環境配慮設計、製品の長期使用等 (3) 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4) 他の環境施策との連携による相乗効果 ・エコリーフによる認証又は同等以上の物品等 ・カーボン・オフセットにより認証された物品等 ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証又は同等以上の物品等

（５）電子計算機等

特定調達品目に該当する電子計算機等の代表的な品目として電子計算機及びディスプレイについて、以下に例示する。

電子計算機等に係る判断の基準は、電子計算機及びディスプレイともに使用時のエネルギー消費効率、特定化学物質の使用制限等を基準として設定している。電子計算機等（電子計算機、ディスプレイ）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

³⁶ <http://www.epeat.net/>

電子計算機等（電子計算機、ディスプレイ）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【電子計算機、ディスプレイ】 ○エネルギー消費効率、消費電力量（省エネ法トップランナー基準、国際エネルギースタートプログラム） ○特定の化学物質の使用制限 【電子計算機（一般行政事務用ノートパソコン）】 ○搭載機器・機能の簡素化
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	【電子計算機、ディスプレイ】 ○使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷低減も大きいこと ○省エネ法トップランナー基準（目標年度が数年先の場合）や国際エネルギースタートプログラム、米国 EPEAT（複数の評価項目、多段階評価）などの基準が参考となること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率の引き上げ（消費電力量の場合は削減） → 目標年度が数年程度先となっているトップランナー基準、等 (2)新たな評価軸の追加 ・配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保） ・環境配慮設計、製品の長期使用等 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（６）オフィス機器等

オフィス機器等（シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、電池）の代表的な品目としてシュレッダーについて、以下に例示する。

シュレッダーに係る判断の基準は、待機時の消費電力を基準として設定している。シュレッダーに係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

オフィス機器等（シュレッダー）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○待機時消費電力 1.5W 以下 ○低電力モード又はオフモードへの移行時間
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷低減も大きいこと ○エコマーク商品類型の対象であること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・待機時消費電力の引き下げ (2)新たな評価軸の追加 ・配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保） ・環境配慮設計、製品の長期使用等 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

(7) 移動電話等

移動電話（携帯電話、PHS）に係る判断の基準は、機能の簡素化、回収・再使用・再生利用システムの構築、環境配慮設計、特定化学物質の使用制限等を基準として設定している。移動電話に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

移動電話等（携帯電話、PHS）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○搭載機器・機能の簡素化、環境配慮設計等 ○回収・マテリアルリサイクルシステム ○消耗品の修理システム ○特定の化学物質の使用制限
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○希少金属類の使用削減・代替の促進等の新たな評価軸の設定について考慮すること ○カーボン・オフセットの認証を受けた物品等があること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・ OR 基準→AND 基準 (2)新たな評価軸の追加 ・ 配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保） (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・ カーボン・オフセットにより認証された物品等 ・ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証又は同等以上の物品等

(8) 家電製品

家電製品に係る判断の基準は、電気冷蔵庫等、テレビ、電気便座、電子レンジについては使用時のエネルギー消費効率、特定化学物質の含有量表示、ノンフロン冷媒（電気冷蔵庫等）等を基準として設定している。家電製品（電気冷蔵庫等、テレビ、電気便座、電子レンジ）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

家電製品（電気冷蔵庫等、テレビ、電気便座、電子レンジ）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○エネルギー消費効率 → 統一省エネラベルの多段階評価基準 4 つ☆以上（電気冷蔵庫等、テレビ）、年間消費電力量（電気便座） ○特定の化学物質の使用制限 ○ノンフロン冷媒（電気冷蔵庫等）

家電製品（電気冷蔵庫等、テレビ、電気便座、電子レンジ）におけるプレミアム基準の考え方	
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷低減も大きいこと ○省エネ法トップランナー基準が設定されていること ○電気冷蔵庫等、テレビ及び電気便座については、エネルギー消費に係る指標として統一省エネラベルの多段階評価基準があること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○エコリーフによる環境情報が開示されている製品があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率の基準の引き下げ → 統一省エネラベルの多段階評価基準の最上位 5 つ☆（電気冷蔵庫等³⁷、テレビ、電気便座は 4 つ☆）又は年間消費電力量（電気便座）など (2)新たな評価軸の追加 ・有害物質の使用制限、環境配慮設計、製品の長期使用等 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・エコリーフによる認証又は同等以上の物品等

（９）エアコンディショナー等

エアコンディショナー等（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ）に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。以下では、エアコンディショナーに係るプレミアム基準の考え方を示す。

エアコンディショナー等（エアコンディショナー）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○エネルギー消費効率 → 統一省エネラベルの多段階評価基準 4 つ☆以上（家庭用エアコン） → 多段階評価基準の 4 つ☆相当（業務用エアコン） ○冷媒の地球温暖化係数 750 以下（家庭用エアコンディショナー、店舗・事務所用エアコンディショナーの一部） ○オゾン層破壊物質の不使用 ○特定の化学物質の使用制限
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること ○省エネ法トップランナー基準が設定されているとともに、統一省エネラベルの多段階評価基準があること ○エネルギー消費効率に加えて、他の評価軸の検討及び追加が有効であること

³⁷ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷蔵冷凍庫の 3 品目については 2 段階の判断の基準を設定（基準値 1：5 つ☆、基準値 2：4 つ☆）

エアコンディショナー等（エアコンディショナー）におけるプレミアム基準の考え方	
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率（APF）の引き上げ³⁸ → 統一省エネラベルの多段階評価基準の最上位 5 つ☆など ・冷媒の地球温暖化係数の引き下げ、ノンフロン化（可能な場合） (2)新たな評価軸の追加 ・冷媒の地球温暖化係数（地球温暖化係数に係る判断の基準の対象外となる業務用エアコンディショナー） ・フィルターの自動清掃機能、人感センサや温度センサを活用した自動省エネ運転機能、気流制御技術など新たな機能や技術による省エネルギー効果 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（10）温水器等

温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。温水器等（ヒートポンプ給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

温水器等（ヒートポンプ給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○エネルギー消費効率 ○ノンフロン冷媒（ヒートポンプ式電気給湯器）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること ○省エネ法トップランナー基準が設定されていること ○エネルギー消費効率に加えて、他の評価軸の検討及び追加が有効であること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率の引き上げ → ヒートポンプ式電気給湯器は 2017（平成 29）年度を目標年度とする新たなトップランナー基準とりまとめ (2)新たな評価軸の追加 ・ヒートポンプ式電気給湯器については真空断熱材等の利用による断熱性の向上などの技術の評価 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（11）照明

照明のうち、代表的な品目として蛍光灯、LED 照明器具及びランプについて、以下に例示する。

³⁸ 業務用エアコンディショナーについては 2 段階の判断の基準を設定（基準値 1：省エネ法トップランナー基準、基準値 2：多段階評価基準の 4 つ☆相当）

照明に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。照明（LED 照明器具・ランプ）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

照明（LED 照明器具・ランプ）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【LED 照明器具】 ○固有エネルギー消費効率 ○平均演色評価数 80 以上 ○モジュール寿命 40,000 時間以上 ○特定の化学物質の使用制限 【電球形 LED ランプ】 ○エネルギー消費効率 ○平均演色評価数 70 以上 ○定格寿命 40,000 時間以上
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること ○電球形 LED ランプの一部については、省エネ法トップランナー基準が設定されていること ○電球形 LED ランプについては、高品質照明用 LED 光源における性能要求指針があること ○電球形 LED ランプの一部については、エコマーク商品類型の対象であること ○3R の取組等の新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・エネルギー消費効率の引き上げ → エネルギー消費効率に一定の係数を乗じた基準（LED 照明器具³⁹、電球形 LED ランプ） → 上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準）（電球形 LED ランプ） → ガイドラインの要求指針の準用（高品質照明用 LED 光源における性能要求指針） (2)新たな評価軸の追加 ・調光機能、人感センサ機能、初期照度補正機能等の省エネルギー効果（照明器具、電球形 LED ランプ） ・回収・再使用・再生利用の仕組みの構築 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等（電球形 LED ランプ） (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（12）自動車等

自動車等に係るプレミアム基準の設定方法は、自動車及び乗用車用タイヤについて例示する。

自動車に係る判断の基準は、次世代自動車又は燃費及び排出ガスを基準として設定している。また、乗用車用タイヤについては転がり抵抗を基準として設定してい

³⁹ LED 照明器具については 2 段階の判断の基準を設定（基準値 1：エネルギー消費効率が基準値 2 の 1.2 倍又は基準値 2 を満たし省エネルギー効果の高い機能を有すること、基準値 2：従前の基準）

る。

乗用自動車（ガソリン自動車、ディーゼル自動車及び LP ガス自動車）又は乗用自動車以外の自動車に係るプレミアム基準及び乗用車用タイヤに係るプレミアム基準の考え方は、それぞれ以下のとおりである。

自動車等（自動車、乗用車用タイヤ）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【自動車（ガソリン自動車、ディーゼル自動車、LP ガス自動車）】 ○燃費基準値 → 省エネ法 2020（平成 32）年トップランナー基準 ○排出ガス基準値 → 乗用車（ガソリン、LP ガス）については平成 30 年排出ガス基準値より 50%削減（新 4 つ☆） → 乗用車以外は平成 17 年度排出ガス規準値 50%削減（3 つ☆） → ディーゼル自動車はポスト新長期規制への適合が必須 【乗用車用タイヤ】 ○転がり抵抗係数（低燃費タイヤ統一マークの「A」）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○使用段階の環境負荷低減が重要であること ○自動車については省エネ法トップランナー基準が設定されていること ○乗用自動車については省エネ法トップランナー基準（2020（平成 32）年燃費基準）の達成・向上レベルによる評価が可能であること ○小型貨物自動車については省エネ法トップランナー基準（2022（平成 34）年燃費基準）による評価が可能であること ○重量車については省エネ法トップランナー基準（2025（平成 37）年燃費基準）の検討が実施されていること ○乗用車用タイヤについては低燃費タイヤ統一マークの転がり抵抗係数に係る多段階評価基準があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・燃費基準の引き上げ（自動車） → 省エネ法トップランナー基準（2020（平成 32）年燃費基準）の達成・向上レベル（乗用自動車） → 省エネ法トップランナー基準（2022（平成 34）年燃費基準）の達成（貨物自動車） → 省エネ法トップランナー基準（2022（平成 34）年燃費基準）の達成（小型貨物自動車） ・排出ガス基準の引き上げ（自動車） → 乗用車以外について 75%削減（4 つ☆） ・転がり抵抗係数の引き上げ（乗用車用タイヤ） → 低燃費タイヤ統一マークの転がり抵抗係数に係る多段階評価基準の最上位「AAA」 (2)新たな評価軸の追加 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（13）消火器

消火器に係る判断の基準は、消火薬剤の再生材料使用率と回収・再使用・再生利用システムの構築等を基準として設定している。消火器に係るプレミアム基準の考

え方は、以下のとおりである。

消火器におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○消化薬剤の再生材料使用率 ○回収・再使用・再生利用システム
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・再生材使用率の引き上げ (2)新たな評価軸の追加 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証又は同等以上の物品等

(14) 制服・作業服等

制服・作業服等に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率、故繊維から得られるポリエステル繊維の使用率、植物由来の合成繊維の使用率（バイオベース合成ポリマー含有率）等を基準として設定している。制服・作業服に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

制服・作業服等におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○再生 PET 樹脂配合率、故繊維を原料とする繊維使用率、植物を原料とする合成繊維使用率（バイオベース合成ポリマー含有率） ○回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合等）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○再生ポリエステル繊維についてはエコマーク商品類型の対象であること ○3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること ○カーボン・オフセットの認証を受けた物品等があること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた物品等があること

制服・作業服等におけるプレミアム基準の考え方	
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・再生 PET 樹脂配合率の引き上げ ・故繊維を原料とする繊維利用率の引き上げ ・植物を原料とする合成繊維使用率の引き上げ、バイオベース合成ポリマー含有率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品タイプの認定基準等） (2)新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボン・オフセットにより認証された物品等 ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた又は同等以上の物品等

（15）インテリア・寝装寝具

インテリア・寝装寝具に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率、故繊維から得られるポリエステル繊維の使用率、植物由来の合成繊維の使用率（バイオベース合成ポリマー含有率）、再生材料の使用率（カーペット）等を基準として設定している。インテリア・寝装寝具に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

インテリア・寝装寝具におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○再生 PET 樹脂配合率、故繊維を原料とする繊維使用率、植物を原料とする合成繊維使用率（バイオベース合成ポリマー含有率）、再生材料使用率 ○回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合等）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○再生ポリエステル繊維、再生材料使用率についてはエコマーク商品タイプの対象であること ○3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・再生材配合率の引き上げ ・故繊維を原料とする繊維利用率の引き上げ ・植物を原料とする合成繊維使用率の引き上げ、バイオベース合成ポリマー含有率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品タイプの認定基準等） (2)新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須又は配慮事項から格上げ (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（16）その他繊維製品（作業手袋を含む）

その他繊維製品に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維

維の使用率、故繊維から得られるポリエステル繊維の使用率、植物由来の合成繊維の使用率（バイオベース合成ポリマー含有率）、再生材料の使用率等を基準として設定している。その他繊維製品に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

その他繊維製品におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○再生 PET 樹脂配合率、故繊維を原料とする繊維使用率、植物を原料とする合成繊維使用率（バイオベース合成ポリマー含有率）、再生材料使用率 ○回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合等）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○再生ポリエステル繊維、再生材料使用率についてはエコマーク商品類型の対象であること ○3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・再生材配合率の引き上げ ・故繊維を原料とする繊維利用率の引き上げ ・植物を原料とする合成繊維使用率の引き上げ、バイオベース合成ポリマー含有率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準等） (2)新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（17）設備

設備に係るプレミアム基準の設定方法は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム及び日射調整フィルムについて例示する。

太陽光発電システムについてはモジュール変換効率、エネルギーペイバックタイム等を、太陽熱利用システムについては集熱器効率等を基準としてそれぞれ設定している。また、日射調整フィルムについては、遮蔽係数、可視光線透過率等を判断の基準として設定している。設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、日射調整フィルム）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、日射調整フィルム）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	【太陽光発電システム】 ○モジュール実効変換効率 ○エネルギーペイバックタイム ○設備の長期使用 ○環境配慮設計 ○当該システムに関する情報開示 【太陽熱利用システム】 ○集熱器効率 ○当該システムに関する情報開示 【日射調整フィルム】 ○遮蔽係数、可視光線透過率 ○熱貫流率 ○フィルムの環境性能に関する情報開示又は認証
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	【太陽光発電システム・太陽熱利用システム】 ○資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○モジュール変換効率の引き上げが有効であること（太陽光発電システム） ○集熱器効率の引き上げが有効であること（太陽熱利用システム） ○エコマーク商品類型の対象となる品目があること（太陽熱利用システム） ○3Rの取組等新たな評価軸の設定について考慮すること 【日射調整フィルム】 ○遮蔽係数の引き上げが有効であること（可視光線透過率とのトレードオフに留意が必要） ○カーボン・オフセット認証された物品等があること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・モジュール変換効率の引き上げ（太陽光発電システム） ・集熱器効率の引き上げ（太陽熱利用システム） ・遮蔽係数の引き上げ（日射調整フィルム） (2)新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築 (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークによる認定又は同等以上の物品等 (4)他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボン・オフセットにより認証された物品等

（18）災害備蓄用品

災害備蓄用品に係るプレミアム基準の設定方法は、飲料水及び食料について例示する。

飲料水及び食料については賞味期限及び保管管理に資する表示を基準として設定している。災害備蓄用品（飲料水、食料）に係るプレミアム基準の考え方は、以下のとおりである。

災害備蓄用品（飲料水、食料）におけるプレミアム基準の考え方	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	○賞味期限 ○保管管理に資する表示
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	○廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること ○長期保管・備蓄の観点から賞味期限の延長が有効であること（当該品目の供給状況等を踏まえ基準設定に関する検討が必要） ○3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	(1)現行の判断の基準の強化 ・賞味期限の延長 (2)新たな評価軸の追加 ・賞味期限切れ後の回収・再生利用システムの構築（配慮事項の格上げ） (3)自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 (4)他の環境施策との連携による相乗効果

（19）役務

役務に係るプレミアム基準の設定方法は、印刷、輸配送、旅客輸送、引越輸送及び会議運営について例示する。

役務については、通常の商品の調達と異なり、事業者を選定する場合の基準であることから、当該事業者が行っている環境配慮への取組を評価することが必要である。

役務（印刷、輸配送、旅客輸送、引越輸送）におけるプレミアム基準の考え方	
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	【印刷】 ○印刷工程全般にわたる環境配慮への取組を評価すること ○グリーンプリンティング認定制度の認定工場（事業所）であること ○環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR 報告書の作成・公表を評価すること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること ○印刷物についてカーボンフットプリント等の算定が可能であること 【輸配送・旅客輸送】 ○グリーン経営認証の取得事業者であること ○環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR 報告書の作成・公表を評価すること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること 【引越輸送】 ○3R・廃棄物削減等に係る取組を評価すること ○環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR 報告書の作成・公表を評価すること ○カーボン・オフセットの認証を受けたサービスがあること ○カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けたサービスがあること ○判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること
プレミアム基準の考え方	(1) 現行の判断の基準の強化 (2) 新たな評価軸の追加 ・資材・部品等の再使用又は再生利用（配慮事項の格上げ）（印刷） ・低燃費・低排出ガス自動車の導入（配慮事項の格上げ）（輸配送・旅客輸送） (3) 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR 報告書の作成・公表（加点項目） ・グリーンプリンティング認定制度の認定工場（事業所）（印刷） ・グリーン経営認証の取得事業者（輸配送・旅客輸送） (4) 他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボン・オフセットにより認証されたサービス（引越輸送） ・カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムによる検証を受けた又は同等以上のサービス（印刷、引越輸送）

5. プレミアム基準の活用例

5-1 プレミアム基準の活用に向けて

プレミアム基準は、対象となる品目について需要側から重視すべきライフサイクル段階や環境負荷項目、情報提供・情報公開の内容や施策連携等に係る基準を示すことにより、供給側にとっては環境物品等の技術開発の方向性や到達目標が明示され、開発のインセンティブとなるものである。このため、調達者が前記4-3に示した分野別のプレミアム基準の考え方を参考として基準の設定を行うことが望ましい。

以下では、現行の特定調達品目のうち、代表的な品目を取り上げ、プレミアム基準の対象品目の選定に係る考え方及び当該品目に係る具体的なプレミアム基準の設定例、さらに、実際に調達担当者が業務仕様書を作成するに当たっての記載例を可能な範囲で示すこととする。

5-2 品目の選定の考え方

プレミアム基準の対象品目については、前記3-2(1)に示した選定に当たっての4つの考え方⁴⁰を踏まえ、選定することとされている。また、併せて国内外の各種制度やエコマーク⁴¹等の環境ラベル等の動向（整合又は参考としている制度・基準等の改定・基準レベル等）なども考慮の上、対象品目を選定することが望ましい。

これらについて考慮の上、活用例を示す分野・品目として、文具類、画像機器等（コピー機等3品目及びプリンタ等2品目）、電子計算機（PC）、LED照明器具、乗用自動車、印刷及び会議運営（検討会、委員会等の比較的小規模ないし中規模の会議を想定）の7つを選定し、プレミアム基準の設定例を示していたところであるが、平成31年2月の基本方針の改定により、LED照明器具及び会議運営についてプレミアム基準の考え方を活用した判断の基準等の強化・見直しを実施し、これら2品目の設定例の内容は概ね基本方針に反映されたことから削除した。なお、会議運営については、具体的な設定例は本ガイドラインから削除したが、「会議・イベントにおける環境配慮ガイドライン」に会議運営における具体的な環境配慮に係る取組をチェックリスト形式で記載していることから、同ガイドラインを参照の上、一層の環境配慮を図ること

⁴⁰ 対象品目選定の考え方は、以下のとおり。

- ① 調達量又は販売量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- ② 国等の機関にとどまらず、地方公共団体や民間部門（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- ③ 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- ④ 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目

⁴¹ グリーン購入法の特定調達品目に対応するエコマーク商品類型の認定基準は、原則として当該品目に係る判断の基準を包含し同等以上の上位互換となっていることから、エコマーク認定商品は、特定調達物品等かつ第三者認証を受けた物品等となっている。

が期待される。

プレミアム基準は幅広い品目を対象にすることが望ましいため、ここに示す品目に限らず、設定可能な品目について順次プレミアム基準を設定していくことが期待されるとともに、分野横断的な環境負荷項目についても積極的に選定することが望まれる。

5-3 対象品目に係るプレミアム基準の設定例

プレミアム基準の設定方法は、前記3-2(2)に示したとおり、現行の判断の基準(特定調達物品等であること)に、新たな要件を追加することが基本的な考え方となる。さらに、以下の設定例においては、各品目の特性に応じ、いくつかの環境負荷項目を、判断の基準のほかに満たすべき選択項目として複数設定し、所定の項目数を満たすことを要件とする方法(以下「選択方式」という。)を採用している場合がある。選択方式は、調達者にとっては、当該品目の用途・機能等を踏まえ、より環境負荷の低減された製品の選択肢を広げることが可能であり、他方、供給者にとっては、自らの技術面やコスト面を勘案し、満たすべき選択項目を適切に選択可能であるというメリットがある。

また、下記の例示では、仕様書等における記載を想定して例示を行っているが、特に役務に係る品目の場合、例えば総合評価落札方式における評価の加点項目としてプレミアム基準の要件を設定することも考えられる。

なお、下記の基準については平成30年度現在の情報に基づき設定しているため、基準の水準等については、市場の状況等を考慮しつつ適宜見直しを行う必要がある。

(1) 文具類

文具類については、国等の機関における調達量が極めて多いことに加え、官民を問わず調達される品目であり、地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれる。

文具類に係る現行の判断の基準は、製品の原料に対応した再生材の配合率が中心となっている(文具類共通の判断の基準)。文具類は、一般的に構造がシンプルで、使用時のエネルギー消費等もないことから、再生材の配合率以外の環境負荷低減に係る評価軸として考えられる項目は主に化学物質の含有量程度である。

他方、文具類については、エコマーク認定商品が多く、一般にも広く普及している分野である。また、現行の特定調達品目83品目がすべてエコマーク商品類型⁴²の対象となっており、エコマーク認定基準は、グリーン購入法の判断の基準の上位互換の基準となっている。このため、文具類に関しては、エコマーク認定基準と同等の基準がプレミアム基準になり得る。

⁴² エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.0」

【プレミアム基準の設定例】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた当該品目に係る判断の基準を満たすこと、かつ、グリーン購入法と上位互換であるエコマーク認定基準を満たすこと又は同等以上と認められるものであること。

（２）画像機器等（コピー機等及びプリンタ等）

画像機器等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ及びプリンタ複合機）については、国等の機関における調達量が多く、相応の環境負荷低減効果が見込まれ、また、地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれる。

画像機器等は、最新のエコマーク商品類型⁴³における認定基準が、現段階におけるトップランナー基準であることから、当該基準レベルを参考とし、プレミアム基準を設定することが可能である。また、ほかの環境施策との関連では、カーボン・オフセット及びカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム、エコリーフ等のタイプⅢ環境ラベルにより認証又は検証された製品が上市されていることを踏まえ、これらをプレミアム基準の要件として設定することも考えられる。

画像機器等に係るプレミアム基準に適用する要件としては、下記のようなものが考えられる。

- ① 少なくとも 25g を超える部品の一つには再使用プラスチック部品又は再生プラスチック部品が使用されていること
 - ➔ エコマーク認定基準の要件を準用。資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する製品を購入する場合は、現行の配慮事項の格上げも考えられる
- ② 紙又はインク・トナーの使用量の削減機能（両面印刷、縮小印刷、集約印刷、インク・トナーセーブモード等）が搭載されていること
 - ➔ エコマーク認定基準の要件を準用。国際エネルギースタープログラム Ver2.0 の OM（Operational Mode）製品、又は TEC（Typical Electricity Consumption）製品のうち自動両面機能の要件が適用されない機器については、「紙の使用量の削減機能（両面印刷、縮小印刷、集約印刷等）をプリンタドライバに有していること」といった設定も考えられる
- ③ 25g を超えるプラスチック製筐体部品は、それぞれ 1 種類のポリマー又はポリマーブレンドで構成されていること
- ④ 25g を超え、かつ面積が 200mm² を超えるプラスチック製部品は、ISO1043 を考慮の上、ISO11469 に従ったマーキングがなされていること
- ⑤ リサイクルのための分解は、一般的な工具だけで可能であること
- ⑥ 保守部品の供給期間は、当該製品の製造停止後 5 年以上であること

⁴³ エコマーク商品類型 No.155 「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」

→ ③～⑥についてはエコマーク認定基準の要件を準用

⑦ 環境負荷情報について、機器のパネル等への表示機能を有すること

→ 機器パネルへの環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率、CO₂排出量等）の表示機能により、ユーザの自主努力による環境負荷削減を促進していることを評価

⑧ エコマーク等のタイプⅠ環境ラベル認証を取得していること

→ エコマーク又はブルーエンジェル等のタイプⅠの環境ラベルによる第三者認証を受けることで信頼性の向上を図っていることを評価

⑨ カーボン・オフセットにより認証されているものであること

→ カーボン・オフセットや経済産業省 CFP を活用したカーボン・オフセット制度による認証を取得していることで間接的に環境負荷削減を行っていることを評価

⑩ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム、エコリーフ等のタイプⅢ環境ラベルにより検証又は認証されていることあるいは同等以上と認められるものであること

→ 事業者自らが環境情報（温室効果ガス排出量）を算定・開示するとともに、検証を受けていることを評価

【プレミアム基準の設定例】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた当該品目に係る判断の基準を満たすことに加え、下記の①～⑩の要件のうち7つ以上を満たすこと。

- ①納入業者が納入する機器に、再使用プラスチック部品又は再生プラスチック部品が少なくとも一つ使用されていること。
- ②納入業者が納入する機器に、紙又はインク・トナーの使用量の削減機能（両面印刷、縮小印刷、集約印刷、インク・トナーセーブモード等）が搭載されていること。
- ③納入業者が納入する機器に使用される、個々の25gを超えるプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドで構成されていること。
- ④納入業者が納入する機器に使用される、25gを超えかつ面積が200mm²を超えるプラスチック製部品は、ISO1043を考慮の上、ISO11469に従ったマーキングがなされていること（再使用される複合アセンブリー中に含まれているプラスチック製部品は除く）。
- ⑤納入業者が納入する機器は、リサイクルのための分解が一般的な工具だけで可能であること。
- ⑥納入業者が納入する機器の保守部品の供給期間が当該製品の製造停止後5年以上であること。
- ⑦納入業者が納入する機器が、操作パネル等に環境負荷情報を表示する機能を有すること。
- ⑧納入業者が納入する機器が、エコマーク等のタイプⅠ環境ラベル^{※1}の認証を取得していること。

⑨納入業者が納入する機器が、カーボン・オフセットにより認証されているものであること。

⑩納入業者が納入する機器が、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム、エコリーフ等のタイプⅢ環境ラベル^{※2}により検証又は認証されている、または同等以上と認められるものであること。

※1 タイプⅠ環境ラベル：JIS Q 14024（ISO14024）に準拠した第三者認証環境ラベル

※2 タイプⅢ環境ラベル：JIS Q 14025（ISO14025）に準拠した環境負荷データの定量的開示に関する環境ラベル

（３）電子計算機（PC）

電子計算機（PC）については、国等の機関における調達量が多く、相応の環境負荷低減効果が見込まれ、また、地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれる。

電子計算機（PC）は、最新のエコマーク商品類型⁴⁴における認定基準が、現段階におけるトップランナー基準であることから、当該基準レベルを参考とし、プレミアム基準を設定することが可能である。また、現行の配慮事項を選択肢として設定することも可能である。

電子計算機（PC）に係るプレミアム基準に適用する要件としては、下記のようなものが考えられる。

① 省エネルギー性能は、省エネ法トップランナー基準 500%超過達成（主記憶容量 16 ギガバイト以上の製品は 2500%）又は国際エネルギースタープログラム Version6.0 の ETEC MAX の 80%以下若しくは PTEC MAX に許容量を加えた値の 80%以下であること（省エネ法の対象外の製品のうち、基準エネルギー消費効率が算出可能な製品に対しても適用）

→ 現行のエネルギー消費効率、消費電力量の基準を超過達成していることを評価

② オフモード消費電力は 1.00W 以下であること。WOL を有する機器にあっては、1.70W 以下であること

→ オフモード消費電力に係る基準を選択肢として設定。基準値はエコマーク認定基準に準拠（EU の ErP 指令の対象機器にあっては同指令に従う）

③ 製品に内蔵する電池中の水銀及びカドミウムは、EU 指令 2013/56/EU（水銀含有率 0.0005wt%以下及びカドミウム含有率 0.002wt%以下）に適合していること

→ エコマーク認定基準を準用

④ 再生プラスチック部品、再使用プラスチック部品又は植物由来プラスチック部品を使用していること

→ 現行の配慮事項

⁴⁴ エコマーク商品類型 No.119 「パーソナルコンピュータ Version3.0」

- ⑤ 保守部品の供給期間は、当該製品の量産機の製造停止後、5 年間確保していること
 - ➔ エコマーク認定基準を準用
- ⑥ 使用済み製品の回収、製品リユース又は再資源化処理のシステムがあること
 - ➔ 現行の配慮事項
- ⑦ プラスチック部品は、2 種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドで構成されていること
- ⑧ プラスチック部品への直接的な金属メッキ又は導電塗装は、必要最低限としていること
- ⑨ 大型プラスチック製部品は、ISO1043 を考慮の上、ISO11469 に従ったマーキングがなされていること
- ⑩ リサイクルのための分解は、一般的な工具だけで可能であること
- ⑪ 包装材の減量化が図られており、リサイクルのための材質表示がなされていること
 - ➔ ⑦～⑪についてはエコマーク認定基準を準用
- ⑫ マニュアルの電子化による紙の削減が図られていること。また、購入者が付属品（マニュアル又はリカバリ CD など）を選択・削減できること
 - ➔ 現行の配慮事項
- ⑬ 消費電力に係る情報（最大、最小、エネルギー消費効率又は消費電力量等）並びに省エネにつながる使用方法及び設定方法をウェブサイト等でユーザに提供していること
 - ➔ 消費電力に関する情報及び省エネにつながる使用方法を提供することによりユーザの環境負荷の削減を促進していることを評価
- ⑭ 製品の LCA を実施し、結果をウェブサイト等で公表していること
 - ➔ 事業者自らが製品のライフサイクルアセスメント（LCA）を実施し、ライフサイクル全般にわたる環境負荷低減を図っていることを評価
- ⑮ エコマーク等のタイプⅠ環境ラベルによる認証を受けている又は同等以上であること
 - ➔ エコマーク又はブルーエンジェル等のタイプⅠの環境ラベルによる第三者認証を受けることで信頼性の向上を図っていることを評価
- ⑯ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム又はエコリーフ等のタイプⅢ環境ラベルによる検証若しくは認証されていること又は同等以上であること
 - ➔ 事業者自らが環境情報（環境負荷、温室効果ガス排出量等）を算定・開示するとともに、検証を受けていることを評価

【プレミアム基準の設定例】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた当該品目に係る判断の基準を満たすとともに、下記 A～C を必須とし、かつ①～⑬の要件のうち 5 つ以上を満たすこと。

A 納入業者が納入する機器に、再生プラスチック部品、再使用プラスチック部品又は植物由来プラスチック部品を使用していること。

B 納入業者が納入する機器は、使用済み製品の回収システム、製品リユース又は再資源化処理のシステムがあること。

C 納入業者が納入する機器の大型プラスチック製部品は、ISO1043 を考慮の上、ISO11469 に従ったマーキングがなされていること。

①納入業者が納入する機器の省エネルギー性能は、省エネ法トップランナー基準 500%超過達成（主記憶容量 16 ギガバイト以上の製品は 2500%）又は国際エネルギースタープログラム Version6.0 の ETEC MAX の 80%以下又は PTEC MAX に許容量を加えた値の 80%以下であること（省エネ法の対象外の製品のうち、基準エネルギー消費効率が算出可能な製品に対しても適用）。

②納入業者が納入する機器のオフモード消費電力は 1.00W 以下であること。WOL を有する機器にあっては、1.70W 以下であること。

③納入業者が納入する機器に内蔵する電池中の水銀およびカドミウムは、EU 指令 2013/56/EU（水銀含有率 0.0005wt%以下、カドミウム含有率 0.002wt%以下）に適合していること。

④納入業者が納入する機器の保守部品の供給期間は、当該製品の量産機の製造停止後、5 年間確保していること。

⑤納入業者が納入する機器のプラスチック部品は、2 種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドで構成されていること。

⑥納入業者が納入する機器は、プラスチック部品への直接的な金属メッキ、導電塗装は、必要最低限としていること。

⑦納入業者が納入する機器のリサイクルのための分解は、一般的な工具だけで可能であること。

⑧納入業者が納入する機器は、包装材の減量化が図られており、リサイクルのための材質表示がなされていること。

⑨納入業者が納入する機器は、マニュアルの電子化による紙の削減が図られていること。また、発注者が付属品（マニュアル、リカバリ CD など）を選択・削減できること。

⑩納入業者が納入する機器の消費電力量に係る情報（最大、最小、エネルギー消費効率、消費電力量等）及び省エネにつながる使用方法、設定方法をウェブサイト等でユーザに提供していること。

⑪納入業者が納入する機器の LCA を実施し、結果をウェブサイト等で公表していること。

⑫納入業者が納入する機器が、エコマーク等のタイプ I 環境ラベル^{※1}による認証を受けている又は同等以上であること。

⑬納入業者が納入する機器が、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラ

ム、エコリーフ等のタイプⅢ環境ラベル^{※2}による検証又は認証されていること又は同等以上と認められるものであること。

※1 タイプⅠ環境ラベル：JIS Q 14024（ISO14024）に準拠した第三者認証環境ラベル

※2 タイプⅢ環境ラベル：JIS Q 14025（ISO14025）に準拠した環境負荷データの定量的開示に関する環境ラベル

（４）乗用自動車

自動車のうち乗用自動車⁴⁵については、国等の機関における調達量（リース等を含む。）が多く、燃費向上による CO₂ 排出削減を中心とした環境負荷低減効果が見込まれることに加え、地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれる。

乗用自動車の燃費については、自動車メーカーの積極的な取組等により、着実な改善が図られており、平成 30 年度調達の基本方針から燃費基準の強化を行い平成 32（2020）年度を目標年度とする省エネ法に基づくトップランナー基準を設定したところである。

一方で、我が国における温室効果ガスの長期大幅削減目標の達成を見据えた場合、ガソリンや軽油等の化石燃料のみをエネルギー源として使用する自動車（駆動用の専用バッテリーを搭載した自動車を除く。）の調達は可能な限り回避することが必要であり、次世代自動車⁴⁶の調達が推奨されるものである。

また、政府実行計画においても「政府の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度を中間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」とされており、2030 年度の目標の達成に向けた取組の推進が掲げられているところである。

このため、グリーン購入を通じた国等の機関における次世代自動車の率優先的な導入の必要性並びに政府実行計画に掲げられた 2020 年度及び 2030 年度における目標の達成を図る観点から、プレミアム基準として以下の要件が考えられる。

⁴⁵ 乗車定員 10 人以下の乗用自動車

⁴⁶ 基本方針においては、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車及びクリーンディーゼル自動車の 7 種類を次世代自動車として扱っている。

【プレミアム基準の設定例】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた次世代自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車及びクリーンディーゼル自動車）であること。

なお、化石燃料のみをエネルギー源として使用する自動車（駆動用の専用バッテリーを搭載した自動車を除く。）ではないことが望ましい。

（５）印刷

印刷については、国等の機関において直接調達する場合のみならず、請負や委託業務を通じた間接的な調達を含めると、極めて調達量が多く、環境配慮への取組による大きな環境負荷低減効果が見込まれる。また、地方公共団体はもとより、特に民間部門への大きな波及効果が見込まれる。

印刷は役務であることから、通常の物品の調達と異なり、印刷に使用する資材等に係る環境配慮とともに、印刷事業者の環境配慮への取組に関する評価が必要となる。このため、印刷事業者の環境配慮への取組を評価する観点から、環境マネジメントシステムの認証取得やカーボン・オフセット制度、グリーンプリンティング認定制度による認定の取得等も設定する要件となり得る。

印刷に係るプレミアム基準の要件には、下記の①～⑤のようなものが考えられる。

① 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の認証を取得していること

→ 環境マネジメントシステムの実施により自らの環境負荷削減に努めていることを評価

② 環境/CSR 報告書を作成・公表していること

→ 事業活動に係る環境配慮の計画、取組体制、取組状況等を作成・公表していることを評価

③ カーボン・オフセットにより認証されているものであること

→ カーボン・オフセットや経済産業省 CFP を活用したカーボン・オフセット制度による認証を取得していることで間接的に環境負荷削減を行っていることを評価

④ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより検証されている又は同等以上と認められるものであること

→ 事業者自らが環境情報（温室効果ガス排出量）を算定・開示するとともに、検証を受けていることを評価

⑤ グリーンプリンティング認定制度による認定を取得していること

→ 印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品の製作を行っていることを評価

【プレミアム基準の設定例】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた印刷に係る判断の基準に加え、下記の①～⑤のいずれかの要件を満たすこと。

- ①請負又は委託者が提出する印刷物の印刷を行う事業者が環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の認証を取得していること。
- ②請負又は委託者が提出する印刷物の印刷を行う事業者が環境報告書を作成・公表していること。
- ③請負又は委託者が提出する印刷物がカーボン・オフセット制度による認証を取得している又は同等以上と認められるものであること。
- ④請負又は委託者が提出する印刷物が、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（CFP）により検証されている、又は同等以上と認められるものであること。
- ⑤請負又は委託者が提出する印刷物が、一般社団法人日本印刷産業連合会が運用するグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場で製造されたものであること。

※②の「環境報告書」とは、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」第二条第四項に定める環境報告書をいい、同法に基づく記載事項等に従って作成されたものとする。

（６）会議運営

基本方針における「会議運営」は、会議の運営を含む委託契約等の業務であって、検討会、研究会、委員会、連絡会議等の比較的小規模ないし中規模の会議の運営を想定している。

平成 31 年 2 月に改定された会議運営に係る判断の基準は、それまでの会議において使用する紙類や印刷物に係る判断の基準に加え、不要な紙資料のリサイクル、会議参加者への環境配慮の奨励、飲料提供時のワンウェイのプラスチック製品・容器包装の禁止及びリユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収等が新たに設定されたところである。

なお、シンポジウムや国際会議等の比較的大きな会場で開催される中規模ないし大規模の会議運営については、本ガイドラインの別冊として作成した「会議・イベントにおける環境配慮ガイドライン」を参照の上、イベント等の開催に伴う環境負荷の低減を図ることが期待される。また、前述のとおり、会議運営についても、別冊の同ガイドラインに示されたチェックリスト等を参考に、基本方針に定められた判断の基準に止まらず、より環境に配慮した会議運営を図ることが期待される。

【参考資料】特定調達品目に係るプレミアム基準の設定方法例一覧

※以下の特定調達品目に係るプレミアム基準の設定方法は、平成31（2019）年2月閣議決定時点における判断の基準を基本とした例示である

分野	品目	主な判断の基準 （各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること）	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 宣言強化等	(4) 相乗効果
紙類 (7)							
	コピー用紙	総合評価値80以上	エコマーク	○		○	○
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%程度以下、塗工量12g以下（両面）	エコマーク	○		○	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%程度以下、塗工量20g以下（両面）	エコマーク	○		○	
	塗工されていない印刷用紙	総合評価値80以上	エコマーク	○		○	
	塗工されている印刷用紙	総合評価値80以上	エコマーク	○		○	
	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%	エコマーク		○	○	
文具類 (83)	ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%	エコマーク			○	
		【※共通基準】再生プラスチック配合率40%以上（ポストコンシューマ材料の場合合は20%以上）、間伐材、端材等の再生資源又は合法材、古紙パルプ配合率50%以上、バージンパルプの合法性					
	シャープペンシル			○		○	
	シャープペンシル替芯			○		○	
	ボールペン	●芯が交換できること		○	○	○	
	マーカーペン			○	○	○	○
	鉛筆			○		○	
	スタンプ台	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○	○	○	
	朱肉	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○	○	○	
	印章セット			○	○	○	
	印箱			○	○	○	
	公印			○	○	○	
	ゴム印		エコマーク	○	○	○	
	回転ゴム印			○	○	○	
	定規			○	○	○	
	トレー			○	○	○	
	消しゴム			○	○	○	
	ステープラー（汎用型）	●再生プラスチック配合率70%以上		○	○	○	
	ステープラー（汎用型以外）			○	○	○	
	ステープラー針リムーバー			○	○	○	
	連射式クリップ（本体）	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○		○	
	事務用修正具（テープ）	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○	○	○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 加重強化等	(4) 相乗効果
	事務用修正具（液状）		エコマーク	○	○	○	
	クラフトテープ	テープ基材の古紙/パルプ配合率40%以上		○	○	○	
	粘着テープ（布粘着）	テープ基材の再生プラスチック配合率40%以上		○		○	
	両面粘着紙テープ	テープ基材の古紙/パルプ配合率40%以上		○		○	
	製本テープ			○		○	
	ボックススタンド	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○		○	
	ペンスタンド			○		○	
	クリップケース			○		○	
	はさみ			○		○	
	マグネット（玉）			○		○	
	マグネット（バー）			○		○	
	テープカッター			○		○	
	パンチ（手動）			○		○	
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）			○		○	
	紙めくりクリーム			○		○	
	鉛筆削（手動）			○		○	
	OAクリーナー（ウェットタイプ）	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○	○	○	
	OAクリーナー（液タイプ）			○	○	○	
	ダストブロワー	●フロン類が使用されていないこと		○	○		○
	レターケース			○		○	
	メディアケース	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上） 上）、厚さ5mm程度以下のスリムタイプ（CD,DVD,BD用）		○		○	
	マウスパッド			○		○	
	OAフィルター（枠あり）	●文具類共通の判断の基準を満たす、又は植物を原料とするプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものを使用。枠部は再生プラスチックを50%以上使用		○		○	
	丸刃式紙裁断機			○		○	
	カッターナイフ			○		○	
	カッティングマット			○	○	○	
	デスクマット			○		○	
	OH Pフィルム	●再生プラスチック配合率30%以上、又は植物を原料とするプラスチック（インクジェット用）		○		○	
	絵筆	●再生プラスチック配合率70%以上（ポストコンシューマ材料の場合は35%以上）		○		○	
	絵の具			○		○	
	墨汁			○		○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 加重強化等	(4) 相乗効果
	のり (液状) (補充用を含む。)		エコマーク	○	○	○	
	のり (澱粉のり) (補充用を含む。)			○	○	○	
	のり (固形) (補充用を含む。)			○	○	○	
	のり (テープ)			○	○	○	
	ファイル	● 古紙パルプ配合率70%以上		○	○	○	○
	バインダー	● 古紙パルプ配合率70%以上		○	○	○	○
	ファイリング用品			○		○	
	アルバム (台紙を含む。)			○		○	
	つづりひも	● 古紙パルプ配合率70%以上 ● 再生プラスチック配合率70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)		○		○	
	カードケース			○		○	
	事務用封筒 (紙製)	古紙パルプ配合率40%以上		○		○	○
	窓付き封筒 (紙製)	古紙パルプ配合率40%以上		○		○	
	けい紙	● 古紙パルプ配合率70%以上		○		○	
	起案用紙	● 古紙パルプ配合率70%以上		○		○	
	ノート	● 古紙パルプ配合率70%以上、塗装されているもの30g/m ² 以下又は塗装されている印刷用紙に係る判断の基準を満たす・非塗装は白色度70%程度以下		○		○	○
	パンチラベル			○	○	○	
	タックラベル	● 古紙パルプ配合率70%以上		○	○	○	
	インデックス	● 古紙パルプ配合率70%以上		○	○	○	
	付箋紙	● 古紙パルプ配合率70%以上		○	○	○	
	付箋フィルム			○	○	○	
	黒板拭き			○		○	
	ホワイトボード用イレーザ			○		○	
	額縁			○		○	
	ごみ箱	● 再生プラスチック配合率70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)		○		○	
	リサイクルボックス	● 再生プラスチック配合率70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)		○		○	
	缶・ボトルつぶし機 (手動)			○		○	
	名札 (机上用)			○		○	
	名札 (衣服取付型・首下げ型)			○		○	
	鍵かけ (フックを含む。)			○		○	
	チョーク	再生材料10%以上		○		○	
	グラウンド用白線	再生材料70%以上		○		○	
	梱包用バンド	● 古紙パルプ配合率100% ● ポストコンシューマの再生プラスチックが25%以上		○		○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 重量強化等	(4) 相乗効果
オフィス家具等(10)		【※共通基準】 プラ：再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又は植物を原料とするプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものを25%以上かつバイオベース合成ポリマーが10%以上 木質：間伐材又は端材、間伐材・原木の合法性、ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ² h以下 紙：古紙パルプ配合率50%以上 保守部品・消耗品の供給期間5年以上（製品製造終了後）					
	いす		エコマーク JISマーク（いす、机、棚、収納用什器（棚以外））	○	○	○	○
	机			○	○	○	○
	棚			○	○	○	○
	収納用什器（棚以外）	プラ、木質、紙：共通基準 金属：棚板の機能重量0.1以下、単一素材分解可能率90%以上		○	○	○	○
	ローパーティション			○	○	○	○
	コートハンガー			○	○	○	○
	傘立			○	○	○	○
	掲示板			○	○	○	○
	黒板			○	○	○	○
	ホワイトボード			○	○	○	○
画像機器等(10)							
	コピー機	国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースタープログラム エコマーク	○	○	○	○
	複合機			○	○	○	○
	拡張性のあるデジタルコピー機			○	○	○	○
	プリンタ	国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースタープログラム エコマーク	○	○	○	○
	プリンタ複合機	国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースタープログラム エコマーク	○	○	○	○
	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースタープログラム エコマーク	○	○	○	○
	スキャナ	国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースタープログラム エコマーク	○	○	○	○
	プロジェクタ	製品本体重量、消費電力	エコマーク	○	○	○	○
	トナーカートリッジ	回収・マテリアルリサイクルシステム、部品の再使用・マテリアルリサイクル率50%以上、再使用不可部分の適正処理、トナー・感光体の化学安全性、基準を満たす用紙が使用可能	エコマーク	○	○	○	
	インクカートリッジ	回収システム、部品の再使用・マテリアルリサイクル率25%以上、再使用不可部分の適正処理、インクの化学安全性、基準を満たす用紙が使用可能	エコマーク	○	○	○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 重畳強化等	(4) 相乗効果
電子計算機 (4)							
	電子計算機	省エネ法トップランナー基準、特定の化学物質、搭載機器・機能の簡素化	省エネラベル エコマーク 国際エネルギースター プログラム EPEAT	○	○	○	○
	磁気ディスク装置	省エネ法トップランナー基準達成	省エネラベル	○	○		
	ディスプレイ	国際エネルギースタープログラム	エコマーク 国際エネルギースター プログラム	○	○		○
	記録用メディア	再生プラ40%以上、又は古紙パルプ配合率70%以上 スリムタイプ又はスピンドルタイプ	エコマーク	○		○	
オフィス機器等 (5)							
	シュレッダー	消費電力	エコマーク	○		○	
	デジタル印刷機	待機時消費電力、特定の化学物質	エコマーク	○		○	○
	掛時計	太陽電池式、一次電池5年以上使用可能	エコマーク	○		○	
	電子式卓上計算機	太陽電池式、再生プラ40%以上	エコマーク	○			
	一次電池又は小形充電式電池	アルカリ以上の一次電池又は二次電池	JISマーク (一次電池)	○		○	○
移動電話等 (3)							
	携帯電話	ア、イ又はウのいずれかを満たしていること (スマートフォンはア、を除く) ア. 搭載機器・機能の簡素化 (通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 ウ. 環境配慮設計		○	○		○
	PHS	以下は必須： 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること 再使用又は再生利用できない部分は適正処理 バッテリー等の消耗品の修理システムの6年保有 特定の化学物質が含有率基準値以下		○	○		○
	スマートフォン			○	○		○
家電製品 (6)							
	電気冷蔵庫	省エネ法多段階評価基準 (基準値1、基準値2の2段階)	統一省エネラベル	○			
	電気冷凍庫	省エネ法多段階評価基準 (基準値1、基準値2の2段階)	統一省エネラベル	○			
	電気冷凍冷蔵庫	省エネ法多段階評価基準 (基準値1、基準値2の2段階)	統一省エネラベル	○			
	テレビジョン受信機	省エネ法多段階評価基準、省エネ法トップランナー基準	統一省エネラベル エコマーク	○	○	○	○
	電気便座	省エネ法多段階評価基準、省エネ法トップランナー基準	統一省エネラベル	○	○		○
	電子レンジ	省エネ法トップランナー基準	省エネラベル	○			

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 宣言強化等	(4) 相乗効果
エアコンディショナー等 (3)	エアコンディショナー	省エネ法多段階評価基準（業務用は基準値1、基準値2の2段階）、冷媒のGWP750以下	統一省エネラベル	○	○		
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	成績係数がJIS適合機種は1.42（APF）以上、JIS適合外機種は1.15（COP）以上、オゾン層破壊物質不使用	JISマーク	○	○		
	ストーブ	省エネ法トップランナー基準	省エネラベル	○			
温 水 器 等 (4)	ヒートポンプ式電気給湯器	家庭用：省エネ法トップランナー基準（成績係数）、ノンフロン 業務用：年間加熱効率3.20以上	省エネラベル	○	○		
	ガス温水機器	省エネ法トップランナー基準	省エネラベル	○			
	石油温水機器	省エネ法トップランナー基準	省エネラベル	○			
	ガス調理機器	省エネ法トップランナー基準	省エネラベル	○			
照 明 (4)							
	LED照明器具	固有エネルギー消費効率を光源色別に設定（投光器及び防犯灯を除くLED照明器具は基準値1、基準値2の2段階を設定、基準値1は、基準値2の固有エネルギー消費効率を満たし、かつ初期省エネルギー効果の高い機能があることも可。）平均演色評価数Ra80以上、LEDモジュール寿命が40,000時間以上、特定の化学物質の含有率が基準値以下		○	○		
	LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命30,000時間以上、特定の化学物質の含有率が基準値以下		○			
		【Hf専用】 ア. ランプ効率は、100lm/W以上、イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上、ウ. 管径は25.5（±1.2）mm以下、エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下、オ. 定格寿命は10,000時間以上 【ラビッドスタート形又はスタータ形】 ア. エネルギー消費効率は、85lm/W以上、イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上、ウ. 管径は32.5（±1.5）mm以下、エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下、オ. 定格寿命は10,000時間以上		○			
	蛍光灯ランプ（大きさの区分40形直管蛍光灯ランプ）						
	電球形状のランプ	【LEDランプ】エネルギー消費効率を全光束及び光源色別に設定、平均演色評価数Ra70以上、定格寿命が30,000時間以上 【電球形蛍光灯ランプ】省エネ法トップランナー基準達成、水銀封入量は製品平均4mg以下、定格寿命が6,000時間以上	統一省エネラベル エコマーク	○	○	○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 重量強化等	(4) 相乗効果
自動車等 (5)							
	自動車	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 ガソリン車、ディーゼル車、小型貨物車、重量車、LPガス車については、低燃費かつ低排出ガス車	自動車燃費性能評価・公表制度 低排出ガス認定制度	○			
	E T C対応車載器	ETCに対応し、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車面や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること			○		
	カーナビゲーションシステム	走行中の自動車の運転者に対して、走行中の自動車の現在位置・進行方向を示す情報及び周辺の道路交通状況に関する現在情報を、知らせる機能が搭載されていること			○		
	乗用車用タイヤ	転がり抵抗係数が9.0以下（低燃費タイヤ）、スパイクタイヤでないこと	低燃費タイヤ統一マーク	○			
消火器 (1)	2サイクルエンジン油	生分解度が28日以内に60%以上、魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/以上	エコマーク		○	○	
	消火器	消火薬剤の40%以上が再生薬剤、廃消火器の回収システム	エコマーク	○		○	○
制服・作業服等 (4)							
	制服	再生PET樹脂配合率25%以上（裏生地を除く）、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、故繊維から得られるポリエステル10%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上、植物を原料とする合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システム	エコマーク エコ・ユニフォーム マーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○	○	○	○
	作業服			○	○	○	○
	帽子	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、再生PET樹脂のうち故繊維から得られるポリエステル10%、植物を原料とする合成繊維が25%以上かつバイオベース合成ポリマー10%以上、植物を原料とする合成繊維が10%以上かつバイオベース合成ポリマー4%以上かつ回収システム	エコマーク	○	○	○	
	靴	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、再生PET樹脂のうち故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上、植物を原料とする合成繊維が25%以上かつバイオベース合成ポリマー10%以上、植物を原料とする合成繊維が10%以上かつバイオベース合成ポリマー4%以上かつ回収システム（すべて甲材の繊維部分全体重量比）	エコマーク	○	○	○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 宣言強化等	(4) 相乗効果
インテリア・ 装具 (11)	カーテン	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、 故繊維から得られるポリエステル10%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上 かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上、植物を原料とする合成繊維10% 以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システム	エコマーク	○	○	○	
	布製ブラインド			○	○	○	
	金属製ブラインド	明度別日射反射率 (明度L * 値70.0以下 : 日射反射率40%、70-80:50%、80超:60%)		○	○	○	
	タフテッドカーペット			○	○	○	
	タイルカーペット	未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料 の合計25%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上 (ニードルパンチカーペッ トのみに適用) 等	エコマーク	○	○	○	
	織じゅうたん			○	○	○	
	ニードルパンチカーペット			○	○	○	
	毛布	再使用した詰物80%以上 (ふとんのみに適用)、再生PET樹脂配合率25%以上、 再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム等、故繊維から得られるポリエステル 10%以上	エコマーク	○	○	○	
	ふとん			○	○	○	
	ベットフレーム	ブラ : 再生プラスチックプラスチック重量比10%以上 木質 : 間伐材、端材等の再生資源又は合法材、ホルムアルデヒドの放散速度 0.02mg/m ³ h以下 紙 : 古紙パルプ配合率50%以上、バージンパルプの合法性の担保 (間伐材、端材 等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用外)	エコマーク JISマーク (ベッドフ レーム)	○	○	○	
	マットレス	詰物の再生PET樹脂配合率25%以上、故繊維から得られるポリエステル10%以 上、植物由来ブラ25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 ホルムアルデヒドの放出量75ppm以下	エコマーク	○	○	○	
作業手袋 (1)							
	作業手袋	再生PET樹脂配合率50%以上、ポストコンシューマ繊維50%以上、未利用繊維 50%以上、植物を原料とする合成繊維配合率50%以上かつバイオベース合成ポリ マー含有率20%以上	エコマーク	○		○	

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 重畳強化等	(4) 相乗効果
繊維製品 (7)	集会用テント	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、故繊維から得られるポリエステル10%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上、植物を原料とする合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システム	エコマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○	○	○	
	ブルーシート	再生ポリエチレン50%以上	エコマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○		○	
	防球ネット	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、故繊維から得られるポリエステル10%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上、植物を原料とする合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システム	エコマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○	○	○	
	旗	再生PET樹脂配合率25%以上、再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システム、故繊維から得られるポリエステル10%以上、植物を原料とする合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上、植物を原料とする合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システム	エコマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○	○	○	
	のぼり			○	○	○	
	幕			○	○	○	
	モップ	未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計25%以上又は回収システム	エコマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク	○	○	○	
設備 (7)							
	太陽光発電システム（公共・産業用）	太陽電池のモジュール実効変換効率を設定 ウエブサイト等による太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報 の開示 発電電力量等の確認 太陽電池モジュールは公称最大出力の80%以上を最低10年間維持する設計・製造 パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持する設計・製造 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価 集熱器の集熱量が液体集熱式集熱器は8,372kJ/(㎡・日)、空気集熱式集熱器は6,279kJ/(㎡・日)以上 集熱器及び周辺機器について使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能となるような必要な情報の開示		○	○		
	太陽熱利用システム（公共・産業用）		エコマーク JISマーク	○	○		
	燃料電池	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの		○	○		
	エネルギー管理システム	建物内で使用する電力等のエネルギーを受入、変換、搬送及び消費について用途別・設備機器別で計測することにより可視化できるシステム		○	○		
	生ゴミ処理機	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器	エコマーク	○	○		
	節水機器	電気不使用、単一個装置で多様な吐水口に対応、吐水流量等の基準	エコマーク	○	○	○	
	日射調整フィルム	遮蔽係数0.7未満、かつ、可視光線透過率10%以上（可視光線透過率70%以上の場合、遮蔽係数0.8未満） 熱貫流率5.9W/㎡・K未満、日射調整性能について、適切な耐久性が確認、貼付前後の環境負荷低減が確認 各項目の情報の公表又は第三者の審査、適切な施工に関する情報の開示	日本ウインドウフィルム 工業会・エコラベル	○			○

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 宣言強化等	(4) 相乗効果
災害備蓄用品 (15(10))	ペットボトル飲料水	賞味期限が5年以上、内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	アルファ化米	賞味期限が5年以上、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	保存パン	賞味期限が5年以上、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	乾パン	賞味期限が5年以上、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	レトルト食品等	賞味期限が5年以上又は賞味期限が3年以上かつ容器等の回収名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	栄養調整食品	賞味期限が3年以上、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	フリーズドライ食品	賞味期限が3年以上、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名の記載		○	○		
	非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上、内容量・保存方法等の記載		○	○		
	携帯発電機	排出ガス基準、騒音レベル98dB以下、連続運転可能時間3時間以上		○	○		
	非常用携帯電源	電気容量が100kWh以上、保証期間又は使用推奨期限5年以上		○	○		
役 務 (21)							
	省エネルギー診断	技術資格者による施設の稼働状況、エネルギー使用量の調査分析。更なる省エネの提案			○		
	印刷	総合評価値80以上の用紙の使用、リサイクル適性Aランクの用紙の使用、印刷物へのリサイクル適性の表示、植物由来の油を使用したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど）、印刷工程における環境配慮の実施	GP認定制度 NLマーク 植物油インキマーク		○	○	○

分野	品目	主な判断の基準 (各品目の詳細な判断の基準等については基本方針を確認すること)	参考となる 環境ラベル等	プレミアム基準設定方法の例			
				(1) 基準強化	(2) 新評価軸	(3) 重畳強化等	(4) 相乗効果
	食堂	生ゴミ処理機等による適正処理、リユース食器の使用、ワンウェイのプラスチック製容器原則不使用、食品廃棄物等の発生抑制・再利用等のための目標値の計画策定・目標達成、提供する飲食物の量の調整・持ち帰り対応、食品ロス削減の普及・啓発、食堂運用の省エネルギー・節水の推進			○		
	自動車専用タイヤ更生	リトレッド又はリグリーブの実施	JISマーク		○		
	自動車整備	リサイクル部品による修理、エンジン洗浄前後でCO及びHCが20%以上削減		○			
	庁舎管理	設備等の管理標準の設定、省エネ実施計画の策定及び実施状況の報告、省エネ診断結果に基づく運用改善の措置、エネルギー消費可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化、エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と対策の提案等			○		○
	植栽管理	総合的害虫防除、農薬取締法に基づく農薬の適正使用			○		
	加煙試験	発煙体のフロン類不使用			○		
	清掃	廃油又は持続可能な原料による動植物油脂の手洗い洗剤、ごみの適切な分別回収、古紙の適切な分別、改善案の提示、床維持剤、洗浄剤のVOC低減、環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案			○		
	タイルカーペット洗浄	使用する機器の消費電力量が0.22kwh/㎡以下、使用する水量が40L/㎡以下、清掃に係る判断の基準を満たした洗剤等、回収水の透視度5ポイント以上		○	○		
	機密文書処理	施設の状態に応じた分別・回収・処理方法の提案、製紙原料として利用可能な処理の実施、機密処理・リサイクル管理票の提示	エコマーク		○	○	
	害虫防除	総合的害虫防除、事前計画、目標の設定、殺虫剤の適正かつ効果的な使用			○		
	輪配送	エネルギー使用の合理化、環境保全のための仕組み・体制の整備、エコドライブの推進、車両の点検・整備、モーターシフトの実施、輸送効率向上の措置、取組状況の公開	グリーン経営認証		○	○	
	旅客輸送（自動車）	エネルギー使用の合理化、環境保全のための仕組み・体制の整備、エコドライブの推進、車両の点検・整備、輸送効率向上の措置、取組状況の公開	グリーン経営認証		○	○	
	蛍光灯機能提供業務	判断の基準を満たすランプの使用、再資源化率が95%以上、適正処理完了証明書の提示		○			
	庁舎等において営業を行う小売業務	容器包装の削減、ワンウェイ製品のリデュース、食品廃棄物等の発生抑制・再利用等のための目標値の計画策定、食品ロス削減の普及・啓発、食品の原材料の持続可能性の確保・調達方針等の公表、再使用可能な容器包装の返却・回収、買物袋の使用削減・バイオプラスチック化	バイオマスプラスチックマーク、バイオマスマーク	○	○		
	クリーニング	ドレんの回収及び再利用による省エネルギー等、エコドライブの実施、ハンガーの回収及び再利用の仕組み		○	○		
	飲料自動販売機設置	省エネ法トッパンナー基準達成、ノンフロン機、環境配慮設計及びその実施状況の公表、特定の化学物質の含有率が基準値以下、使用済自動販売機の回収リサイクルシステム	(省エネ法トッパンナー基準)	○		○	○
	引越輸送	特定調達物品等の使用、反復使用可能な資材、梱包用資材の回収、自動車輸送時の環境配慮（エネルギー使用合理化、環境保全の仕組み・体制の整備、エコドライブ、車両点検・整備）	グリーン経営認証		○	○	○
	会議運営	適正部数の印刷、両面印刷等による紙の使用量の削減。用紙については特定調達物品等の使用、会議参加者への環境配慮の奨励、飲食提供時のフウェイのプラスチック製品・容器包装の禁止、リユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収			○		○
	印刷機能等提供業務	特定調達品目の判断の基準を満たす機器の導入及び消耗品の供給、使用済み機器の部品の回収・再利用・再生利用、消耗品の削減対策の実施、環境負荷低減に向けた機器の製品仕様及び設置台数の提案	国際エネルギースタープログラム、エコマーク	○	○	○	○

リサイクル適性 

環境省 大臣官房環境経済課 グリーン購入担当

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階

E-mail : gpl@env.go.jp

電話 : 03-3581-3351 (内線 6258)

FAX : 03-3580-9568

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。